

令和6年第4回（12月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和6年 12月4日 開会

令和6年 12月5日 閉会

東伊豆町議会

令和六年

第四回〔十二月〕定例会

東伊豆町議会議
録

令和6年第4回東伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月4日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○一般質問	14
楠 山 節 雄 君	14
西 塚 孝 男 君	25
山 田 直 志 君	34
山 田 豪 彦 君	51
須 佐 衛 君	60
○散会の宣告	78

第 2 号 (12月5日)

○議事日程	79
○出席議員	79
○欠席議員	80
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
○職務のため出席した者の職氏名	80

○開議の宣告	8 1
○議事日程の報告	8 1
○一般質問	8 1
鈴木伸和君	8 1
○議案第52号 東伊豆町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について	9 8
○議案第53号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 0 0
○議案第54号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	1 0 2
○議案第55号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）	1 0 3
○議案第56号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	1 0 9
○議案第57号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）	1 1 2
○議案第58号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）	1 1 4
○報告第5号 令和6年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和5年度分）の提出について	1 1 6
○諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 1 6
○議員派遣について	1 1 7
○議会改革特別委員会の中間報告について	1 1 8
○常任委員会の閉会中の所管事務調査について	1 2 1
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	1 2 1
○閉会の宣告	1 2 1
○署名議員	1 2 3

令和6年第4回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年12月4日（水）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

1. 3番 楠 山 節 雄 君

1) 防犯カメラの設置について

2) 緊急通報システムについて

3) 人間ドック補助制度について

2. 8番 西 塚 孝 男 君

1) 「ラーケーションの日」の検討状況について

2) 高校生への通学費の助成について

3) 町民にも観光客にもやさしい町づくりについて

3. 14番 山 田 直 志 君

1) 自主防災会の取り組みについて

2) 各種基金事業の見直しについて

3) 農業用ドローンの導入について

4. 1番 山 田 豪 彦 君

1) ごみステーションについて

5. 10番 須 佐 衛 君

1) 救急医療について

2) 関係人口増加に向けた取り組みについて

出席議員（12名）

1番 山 田 豪 彦 君

2番 鈴 木 伸 和 君

3 番 楠 山 節 雄 君

6 番 稲 葉 義 仁 君

8 番 西 塚 孝 男 君

1 1 番 村 木 脩 君

1 3 番 定 居 利 子 君

5 番 笠 井 政 明 君

7 番 栗 原 京 子 君

1 0 番 須 佐 衛 君

1 2 番 内 山 愼 一 君

1 4 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 岩 井 茂 樹 君

教 育 長 横 山 尋 司 君

総 務 課 参 事 森 田 七 徳 君

住民福祉課長 鈴 木 貞 雄 君

健康づくり課参 柴 田 美保子 君

防 災 課 長 鈴 木 尚 和 君

副 町 長 鈴 木 嘉 久 君

総 務 課 長 福 岡 俊 裕 君

企画調整課長 太 田 正 浩 君

健康づくり課 山 田 義 則 君

観光産業課長 梅 原 巧 君

教 育 委 員 会 長 齋 藤 和 也 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 村 木 善 幸 君

書 記 榊 原 大 太 君

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

令和6年東伊豆町議会第4回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、条例の改正、規約の変更、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算などがそれぞれ日程に組み込まれておりますので、諸議案ともに十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（笠井政明君） 議会運営委員長より報告を求めます。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会より、令和6年第4回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会には、6名の議員の方々より14問の一般質問が通告されております。本定例会では一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。

また、町長には反問権の行使が認められております。

なお、反問に要する時間は制限時間の60分には含みません。

質問通告者の中で、掲示板の使用願いが14番議員より出されております。

本定例会の提出案件としましては、条例の全部改正が1件、一部改正が1件、規約の一部変更が1件、補正予算が4件、報告事項が1件、諮問が1件、それぞれ日程に組み込まれております。

さらに、議会からの案件として、議会改革特別委員会の中間報告なども予定しております。

なお、条例の一部改正につきましては、説明資料により簡潔で分かりやすい要点説明とし、また、補正予算の説明につきましては、一般会計がおおむね200万円以上、特別会計がおおむね50万円以上で説明することが決定しましたので、よろしくお願いいたします。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期は、本日から12月5日までの2日間といたします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議員各位には、活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（笠井政明君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番、山田議員、1番、山田議員を指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（笠井政明君） 日程第２ 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月５日までの２日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。よって、会期は２日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告

○議長（笠井政明君） 日程第３ 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付いたしました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

○議長（笠井政明君） 日程第４ 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆様、おはようございます。

令和６年第４回議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ね、行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

国の経済状況でございますが、内閣府が11月15日に発表した本年7月から9月期の実質国内総生産（GDP）は、個人消費が全体を押し上げ、前期比で0.2%増、年率換算で0.9%の増となり、2期連続でプラスとなりました。

33年ぶりの高水準となった春季労使交渉における賃上げの効果などによる所得の改善により、先行きについても緩やかな景気回復の継続が期待される一方、インバウンド消費は、前期比13.3%の減となり、令和4年4月から6月期以来、9期ぶりのマイナスになることが示されました。

このような中、政府は物価高への対応などを柱とした新たな経済対策を決定し、裏づけとなる補正予算案の年内の成立を目指す方針を打ち出しております。

電気、ガス料金の補助を来年1月から再開し、3月まで行うこと、住民税の非課税世帯を対象とした給付金の支給などが盛り込まれ、また、本年1月の能登半島地震や、9月の豪雨災害からの復旧復興の加速に向け、避難所環境の改善のためのトイレカー等の資機材整備、避難所となる体育館等の空調整備の倍増などの内容が示されており、国の施策の動向を十分注視しつつ、町の施策展開につなげていければと考えております。

現在、令和7年度当初予算の編成時期を迎えており、11月12日には職員に編成方針を通知し、要求基準を示したところであります。

当町の財政状況は、好調に推移するふるさと納税効果もあり、健全財政を維持しておりますが、地方交付税は、今後、人口減少による基準財政需要額の減が予想されるなど、財源確保はより一層厳しい状況になるものと考えております。

また、歳出面では、物価高騰等への対応に加え、高齢化の進行等に伴う社会保障関連経費の増加、老朽化した施設改修などの負担増が予測され、厳しい財政運営となる見通しとなります。

町の重要課題や予算編成の方向性に沿って、限りある財源をより効果的に、効率的に配分するよう努めてまいります。

それでは、行政諸般の報告をさせていただきます。

初めに、防災関係ですが、去る12月1日、各地区自主防災会役員を中心に、防災委員、消防団員及び住民の皆様が参加し、地域防災訓練を実施いたしました。訓練では、避難路の確認、AEDを使用した救命訓練、黄色いリボン、ハンカチを使用した安否確認、高齢者への声かけ、資機材の取扱い及び備蓄品の確認、点検を行いました。引き続き、住民1人1人が自主的に行動できるよう、積極的な訓練への参加、家庭での防災対策の推進をお願いいたし

ます。

次に、消防関係ですが、11月9日から秋季全国火災予防運動に伴い、ひがしいず幼稚園及び東伊豆認定こども園の園児を対象に、火災予防の啓蒙活動を実施いたしました。当日は、消防ポンプ自動車を展示するとともに、啓発用の風船を配布し、消防団員から園児らに火災予防を呼びかけ、意識の醸成に努めました。

消防団の訓練として、11月9日に新堤防付近を火元とした大規模な延焼火災を想定し、各分団が適切な位置への水利、中継送水及び無線運用並びに分団及び消防署隊との連携強化を図りながら、放水訓練を実施いたしました。

次に、交通安全関係ですが、12月15日から31日まで、年末の交通安全県民運動が実施されます。年末の慌ただしい時期となりますが、町民の皆様には、交通ルールの順守と交通マナーの実践を心がけるようお願いをいたします。

次に、防犯関係ですが、10月19日、暴力追放、銃器、薬物根絶住民大会が西伊豆町において行われました。この大会は、1市5町によって2年に一度開催するもので「暴力団等の反社会的勢力の存在をゆるさない」「銃犯罪をゆるさない」「薬物の使用をゆるさない」ことを申し合わせるとともに、「暴力追放、三ない運動プラスワン」を広くアピールし、暴力、銃器、薬物犯罪のない安全で住みよい社会の実現を目指すもので、目的の達成に向け、各町間での意識の共有に努めました。

続いて、企画関係ですが、ノッカルひがしいずは12月1日から、稲取地区の追加とエリア間移動をスタートさせました。ドライバーは一般4名、役場職員6名の計10名が新たに加わり、合計で40名体制で運行しております。

今年度の実績は、11月末までの8か月で、164ライド、186人ではありますが、今後も一般ドライバーの確保に努めながら、オンタイム予約や各旅館が運行するマイクロバスとの連携を高め、全ての方の快適な移動をサポートしてまいります。

地域おこし協力隊では、11月から新たに平野芹奈さん、12月から山本啓介さんが着任いたしました。平野さんには、移住、定住促進事業を、山本さんには、関係人口創出事業をそれぞれ担当して活動していただきます。現在、当町で活動する地域おこし協力隊は12名となりますが、隊員の能力や経験を生かし、課題解決や地域振興を進めていきたいと思っております。

10月18日、移動知事室及び知事広聴が開催され、現在、町が進めている白田、片瀬コンパクトシティ事業、幼小中高の一体的な整備及び地域公共交通について説明し、意見を交わしました。

白田、片瀬コンパクトシティ検討会議については、8月26日に検討会議を開催したところですが、人口減少が進み、空き家が増加する状況において、専門家の提案をいただきながら、この状況に対応したコンパクトなまちづくりやゾーニング、白田川橋の必要性等について、委員とともに検討を進めることとしており、今後、静岡県及び同教育委員会とも連携を取りながら、議論を深めてまいりたいと考えております。

10月14日、町がNPO法人のローカルデザインネットワークに委託し進めるワーケーション推進事業として、ゴルフワーケーションを実施いたしました。町外から15人の皆様に御参加いただき、当町で仕事をしていただくとともに、東伊豆町ゴルフ連盟12人のメンバーとゴルフを楽しみながら、交流を深めていただきました。

また、11月10日、当町のファンクラブうちっちの交流会事業として、東伊豆町うちっち交流会2024を東京の田端にある伊豆の漁師バルおためし屋で開催いたしました。当日は23人の方々に御参加いただき、ファン同士の交流を育むことができました。今後のまちづくりには、当町を好きになるファンを増やすことが大切だと考えており、関係人口の創出に力を入れてまいります。

12月2日から、町のホームページをリニューアルいたしました。デザインのみならず、見やすさ、検索のしやすさなどを向上し、今後も町民及び観光客の皆様にしっかりと情報発信ができるホームページとなるよう、内容の充実に努めてまいります。

続いて、税務関係ですが、令和6年分所得税及び個人住民税の定額減税に伴う調整給付金は10月末で終了し、対象となる2,137人に7,936万円を給付いたしました。今後、確定申告等により、調整給付金が増える方には、令和7年度に差額分を給付する予定であります。

11月及び12月は、県下一斉の滞納整理強化月間として、広報紙やポスター等による納税啓発に努めております。町税の滞納者に対して、文書や電話による催告を通じて納税を促すとともに、賀茂地方税債権整理回収協議会との連携の下、財産調査に基づく差押えなどの滞納処分を強化しており、町民の信頼に応える納税秩序の維持と、町政運営における貴重な自主財源の確保に取り組んでまいります。

11月11日には、下田税務署長による納税表彰式が行われ、当町からは、税務行政に貢献した2名の方が、名古屋国税局長表彰及び伊豆下田税務協議会長表彰を受賞されました。また、同日から17日までの税を考える週間の一環として、税に関する作品を募集したところ、ポスター3点、習字42点及び作文16点の応募をいただき、このうち伊豆下田納税貯蓄組合連合会による表彰を受けた作品8点を役場ロビーに展示し、納税意識の高揚や滞納抑止に努めたと

ころでございます。御協力をいただきました児童生徒をはじめ、学校関係者の皆様には改めて感謝申し上げます。

続いて、住民福祉関係ですが、6月補正予算（第4号）において、予算措置させていただきました物価高騰対策給付金給付事業の、非課税化給付分及び均等割のみ課税化給付分、1世帯当たり10万円並びにこども加算分、1人当たり5万円の給付が11月27日に完了いたしました。実績は、非課税化給付分209世帯、住民税均等割のみ課税化給付分105世帯及びこども加算分32人への給付となりました。

次に、高齢者の方々に対し、感謝と長寿をお祝いするため、88歳の米寿を迎えられる方に1万円、100歳を迎えられた方に5万円の敬老祝い金を贈呈しております。本年度は、88歳を迎えられる方が104名、めでたく100歳を迎えられた方が3名となっております。今後も御高齢の皆様には、健康に留意され、ますますの御健勝をお祈り申し上げます。

続いて、健康づくり関係ですが、今年度もインフルエンザ流行の時期を迎えました。今年は例年よりやや早い流行と伺っております。インフルエンザをはじめとする感染症の予防には、日常生活での予防及びワクチン接種が重要であります。町民の皆様には、引き続き、せきエチケット及び手洗いの励行並びに感染予防及び重症化予防の観点から、予防接種の検討をお願いいたします。

10月27日、熱川地区で奈良本ヘルシーウォークが開催され、43人の方々が参加されました。奈良本区及び奈良本商店会が中心となり、地域の皆様の健康を考えるよい一日となったものと考えております。

続いて、観光関係ですが、本年3月から9月の入湯客数は39万3,487人で、前年対比で見ますと約9.8%の増となりました。近年では毎年酷暑となり、これまで最大の観光シーズンであった夏休みも、日中には活動しにくい気温となっていると感じております。また、お盆時期の台風襲来や、南海トラフ地震臨時情報による行動の抑制などにより、観光への痛手となる事柄が続きました。

実際、8月の入湯客数は前年の95%にとどまっておりますが、そのほかの月は順調な伸びを示しております。これからも、夏のシーズンは酷暑が続くことが考えられますので、気候に左右されない観光対策を講じていかなければならないと実感しております。

次に、イベント関係ですが、9月29日熱川温泉にて石曳き道灌まつりが開催され、来場者は1,300人と伺っております。築城石を曳く体験をされたお客様は一樣にとっても楽しそうな表情だったのが印象的でした。本物の築城石を曳くという体験は、記憶に残るよい経験とな

ったことと思われます。

10月5日、稲取温泉においてどんつく祭りが開催され、来場者は2,000人と伺っております。当日は、姉妹都市である長野県岡谷市関係者及び東京都大島町関係者をお招きし、当町での交流を深めていただきました。また、おみこし、芸者踊り、どん太鼓等も見学していただき、天下の奇祭と呼ばれる祭りを堪能していただけたものと感じております。

同じく10月5日、東京都の渋谷ストリームにおいて、渋谷温泉イベントが開催されました。あいにくの雨でしたが、会場には1万5,000人近くの方々が訪れたということで、東伊豆町の温泉、つるし飾り等のよい宣伝となりました。足湯の体験には、235人の参加があったほか、東伊豆町ファンクラブうちちへの登録も32件ありました。

私も参加した、温泉の専門家を集めたトークイベントは、インスタグラムにて生配信されました。天候がよければ来場者ももっと伸びていたものと思われます。また、同ストリーム内では、9月14日から10月5日までの出店及び事前のメディアリリースも行っており、掲載メディアは91件に上ったほか、ラジオでの宣伝に加えテレビでも取り上げられるなど、温泉地である東伊豆町への関心が高まっていると実感できました。

11月16日星空シネマ主催による台湾ナイトが開催されました。横浜中華学院から獅子舞チームを招き演舞を披露していただくため、町としても協力体制を築き進めてまいりました。当日は、主催者及び協力メンバーの活躍により、1,700の方が来場する大盛況のイベントとなり、町からも感謝の意を伝えたところでございます。

11月23日熱川温泉ミライまちづくり協議会主催による熱川温泉湯けむり夜市が開催され、約600名の観光客や地元の方々でにぎわっていました。熱川温泉を盛り上げるために立ち上がった同協議会による初めての出店イベントであり、台湾ちょうちんが飾られたはなはなパークには、台湾にゆかりのあるお店を含めた7店が出店して会場を盛り上げ、来場者の満足度を高めていただけたものと考えております。来年4月には、グレードアップしたイベントを開催する計画を進めているとのことですので、今後の活躍にも期待しているところでございます。

11月24日、町民ゴルフ大会は88名の参加により開催されました。以前の大会に比べ参加者数が少なくなっているため、ゴルフを楽しまれる町民の皆さんはぜひ、今後の大会に参加していただければと望んでおります。スコアなどは気にせず、広大なゴルフコースを気持ちよくラウンドしていただきたいと願っております。

11月1日から12月1日までの稲取細野高原、秋のすすき鑑賞会が開催されました。真夏日

が続き、気温が下がらないためかすすきの穂が例年よりも少なく、不安もありましたが、土日を中心にまずまずの来遊客があったと報告を受けております。

今年から、イベント前に防火線焼きを実施する計画で進められておりましたが、天候不順により11月4日に行われました。すすきの見頃は年々遅くなっておりますので、防火線焼きを先行して実施し、イベント期間を長くすることでお客様を歓迎する機会が増すものと思っております。細野高原の活用は、細野高原みらい協議会にて検討されておりますので、期間中、お客様にもっと楽しんでもらえるメニューを増やしてもらえればと望んでおります。

次に、台湾との交流関係ですが、10月31日から11月3日まで、町、町商工及び町内動物園関係者が日台商店街国際交流フォーラム等に参加し、私が熱川温泉の活性化策についての講演を行ってまいりました。台湾の九份の雰囲気や熱川温泉に再現しつつ、商店街の活性化につなげていく取組は、参加されていた台湾の観光及び商工関係者にも興味を持っていただいたとともに、今後の交流のきっかけになったものと感じております。

また、熱川バナナワニ園園長及び伊豆アニマルキングダム副支配人が、台北市立動物園との今後の交流、主に職員交流について会談を行ったほか、熱川温泉の整備にあたり、モデルとしている九份の商店会長をはじめ、主要メンバーとも話し合い、相互に宣伝を図っていくことも確認いたしました。さらに、日本での展開がある現地旅行業者代表とも交流を持ち、旅行商品販売について話合う機会を得ることができました。

また、11月9日からは、伊豆稲取キンメ馬拉ソン実行委員会のメンバーが中心となり、台湾の田中地区で開催された台湾米倉田中馬拉ソンに参加いたしました。本年6月に開催された稲取キンメ馬拉ソンの際、台湾田中馬拉ソンの主催者から招待券を頂戴しており、来年の稲取キンメ馬拉ソン招待券及び記念品を提供し、今後の交流についても話し合われたようです。台湾から稲取キンメ馬拉ソンへの参加ツアーの申込みもあったため、今後の展開に期待を寄せております。

次に、農業関係ですが、10月23日から29日まで、明治大学の学生8名がファームステイ実習のため来町いたしました。4か所の農家にて2名ずつが、ミカン、イチゴ、野菜などの農作業に従事し、体験実習をしました。参加した学生は、作業の大変さを感じながらも、やりがいを見出し、農業への関心がさらに高まったようであり、明治大学からも、目的達成につながったとの謝意が示されております。

そのほか、町のPRとして、浅草PRフェスタ、伊豆うまいもん市、ふるさとチョイス大感謝祭、昭和女子大コスモス祭、静岡夢逸品市場など、首都圏や静岡市において、東伊豆町

をPRしてまいりました、町の知名度を上げて少しでも誘客に貢献できればと考えております。

次に、商工関係ですが、毎回好評いただいております地域商品券は、今年も6,000冊を用意し販売いたしました。現在、若干ではございますが残りがあるようですので、まだ購入されていない方はお早めにお求めください。

次に、ふるさと納税関係ですが、本年度当初予算の歳入は5億円としております。予算はクリアできる見込みではあるものの、全国で大規模な災害が発生するなど、その復興の応援にもふるさと納税が活用されていることもありますので、過剰な見込みをせず、寄附金確保の取組を進めたいと考えており、11月9日、10日にパシフィコ横浜で開催されたふるさと納税大感謝祭に参加いたしました。同イベントでは、全国から160の自治体に参加、来場者数も過去最大の1万4,819人という規模で開催されており、当町からは商品の試食販売、SNS登録キャンペーンなどを行い、当町をPRしております。

次に、建設整備関係ですが、法定点検、修繕が義務付けされた橋りょう補修につきましては、工事2件及び設計2件を実施しております。今後も計画に沿って推進し、安全確保に取り組んでまいります。

11月25日、伊豆縦貫自動車道の建設促進と半島振興対策の促進や財源確保に向けて、関係省庁や国会議員に対し要望活動を行ってまいりました。

地籍調査事業につきましては、稲取Ⅱ地区として、田町区町内会の一部であります0.04平方キロメートルの土地について、昨年、境界立会いを行い、御確認をいただいたところですが、12月15日から1月20日にかけて、その閲覧会を行い、確定作業を実施いたしますので、関係各位には、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、教育関係のうち、学校教育関係ですが、各種行事及び体育文化活動につきましては、9月29日には熱川、稲取の両中学校がそれぞれ体育祭、運動会を、10月12日にはひがしいず幼稚園が運動会を実施いたしました。ひがしいず幼稚園運動会では、今年植栽した芝生が生い茂り、園庭を緑一面に覆い尽くす中、園児たちの懸命に頑張る姿を応援し、園児や保護者の皆様とともに、笑顔あふれる楽しいひとときを過ごすことができました。

9月には両小学校の修学旅行が行われ、小学6年生が1泊2日の日程で東京方面を訪れました。首都東京の施設や歴史ある場所を見学することで、文化や歴史に対する見方や考え方を深めてくれたものと思います。

11月15日には、七五三のお祝いがひがしいず幼稚園にて行われました。今回、対象となっ

たのは、幼稚園の年長児14名です。園児と御家族の皆様にお祝いを申し上げますとともに、健やかな成長を心から願うところであります。

次に、社会教育関係では、11月9日、10日、第47回町民文化祭が開催されました。稲取小学校の体育館を会場に、展示の部30団体、舞台の部10団体が参加、2日間で延べ1,046人の町民の皆様が来場し、作品の鑑賞や舞台を楽しんでいただくことができました。準備段階から御尽力いただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

11月16日、第40回青少年主張発表大会を開催し、小学生2名、中学生2名及び高校生2名の計6名の児童生徒から発表をしていただきました。日頃、学校や地域社会で問題や話題になっていること、将来の夢などをテーマに、それぞれの思いや課題解決のための提言など、真剣に悩みながら考え、主張発表していただいたものと感銘を受けました。役場職員にも発表内容の情報共有を図り、発表者の思いを受け取って、我が町の町政に生かしていければと思う次第でございます。

11月30日、第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会が静岡市で開催されました。駅伝参加に当たっては、8月から練習を開始し、11月14日に結団式を行いチームが一丸となって臨み、東伊豆町の代表として精いっぱいたすきをつないでいただきました。選手の皆様はもとより、御協力いただいた関係者各位に心より感謝申し上げます。

年明けの1月1日、元旦マラソン、ウォーキングを計画しております。初日の出を浴びながら、心身の健康を願っていただければと思います。令和7年、最初のイベントとなりますので、町民の皆様の参加を心からお待ちしております。

毎年1月に開催しております東伊豆町二十祭は、本年度令和7年1月12日に開催いたします。多くの若者が進学や就職による経験を積み、視野を広め、周囲への感謝や将来設計を深めたこの時期に開催することとしており、二十歳の門出を祝う意義深い行事であると捉えております。

次に、水道事業関係ですが、水道料金第4期分までの現年度調定額は、前年対比約150万円、0.5%の増となりました。3期分まででは、前年対比約850万円、4%の増と前年度を大幅に上回っておりましたが、8月8日に南海トラフ地震臨時情報が発表されたことで、夏場の観光客数に影響を及ぼし、前年並みの使用量になったと考えております。今後も、動向を注視しながら事業を運営し、継続的に安心安全な水の供給を行っていきけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、師走の慌ただししい時期を迎えております。日一日と寒さも厳しくな

りますので、町民並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意されて、ますます御活躍くださいますようお願いいたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

◎日程第5 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は、質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式で行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間60分に含めませんので、御承知ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員の第1問、防犯カメラの設置についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） おはようございます。

今回も3問通告をしてありますので、よろしくお願いいたします。

1問目、防犯カメラの設置について。

稲取地区で9月に発生した歩行者と車両の接触事故は、まだ解決に至っていません。また、奈良本地区では、高齢者が行方不明になり、いまだ発見されていない。このような状況を踏まえ、以下についてお伺いをいたします。

1点目、町内の防犯カメラの設置状況を把握していますか。

2点目、把握している場合、現状への認識はどうでしょう。把握していない場合、調査等を行うお考えは。

3点目、町が独自に防犯カメラを設置するお考えは。

よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員の質問にお答えをいたします。

防犯カメラの設置についてということでございます。3問の質問からお答えをいたしたいと思えます。

まず、町内の防犯カメラの設置状況を把握しているかというお話であります。まずは、町内の民間事業者、個人宅の防犯カメラの設置状況については、正直、民間の話なので、なかなか行政が全てを把握しているということではございません。念のために、下田警察のほうにも、防犯上の観点もあったのでちょっと確認をしたところ、下田警察のほうでも特に把握をしているわけではないということでありました。

一方、公共施設における設置場所については、行政としてはしっかり把握をしております。役場、熱川支所、図書館、稲取小学校、熱川小学校、ひがしいず幼稚園、よりみち135、水道施設には防犯カメラの設置がされているということでございます。

また、防犯カメラの設置状況を把握していない場合は、調査をやるのかというお話ですが、なかなかこれ、行政として民間が設置している防犯カメラの設置状況を、ちょっと調査するというのは今のところ考えてはおりません。

そして、3番目に、町内に防犯カメラを設置する考えはということでございます。

まず、防犯カメラの設置、活用に関する全国的な動きであります。首都圏では、闇バイトを実行役にした強盗事件が相次いでいることや、空き家を狙った窃盗事件が起きていることを受けて、地元警察に防犯カメラで撮影した映像を提供し、事件が発生した際の早期解決と防犯につなげようというそんな動きが、一部の自治体で出ているというのは聞いております。

また、高齢化社会の進展によりまして、最近では、高齢者が独り暮らしをしているケースが増えておりまして、事故や事件のリスクが高まっておりまして、高齢者のみならず、社会的弱者の安全性の確保が重要な課題になってきているというふうに思っております。

その中で、多くの住民が共同で生活する公営住宅などでは、防犯カメラの設置は住人の安心感を高めるだけでなく、管理機能としての役割も向上させるということで、そういうようなことをやっているところもあると聞いております。加えて、交通事故でひき逃げされた場合など、防犯カメラの映像や目撃情報などから、逃走した車両を特定し、容疑者の逮捕につなげていくという案件もあったということも認識をしております。

一方で、実際にじゃカメラをどうするかという話になると、自治体が設置する監視カメラ

は、確かに治安向上や警察の捜査の役に立つとは思いますが。それは今まで話してきたとおりでございます。ただ一方で、住民からの反対、全員が全員賛成するわけではないのではないのかという話です。それと、プライバシー保護、住民からの反対とも関係するかもしれません。やっぱり、誰かに見られているというのを嫌がる方もいらっしゃるということだと思います。そして、運用や管理者、責任の所在が曖昧、また、導入維持費用の問題、そして、自治体ごとのガイドラインを遵守しなければならないという結構いろんな課題があるのも事実でございます。

このような状況を踏まえながら、防犯カメラの導入に当たっては、財源的な面も踏まえ、十分慎重な検討が必要ではないかというふうに、現状は考えているところであります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

なかなかやっぱり、個人だとか事業所の関係については把握が難しいということで、その辺は、警察も含めてできていない状況かなというふうに思っているんですけども、なかなか個人の場合は確かに難しいと思うんですけども、事業所なんかはどうでしょう、町長、例えば、商工会のほうにお願いをして、この辺の調査を行うということは可能じゃないかなと思うんですけども、その辺の考え方をまずお聞かせください。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 防犯カメラの設置状況を調べる前に、それを何のために調べるかというところを明確にしないと、なかなか調べるということのお願いも難しいのかなと思っております。その辺をしっかりと考えることが重要かと思えます。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 私も、いろいろ一般質問するに当たって、インターネットあたりちょっと調べてみたりするんですけども、こういう結果が出ているんですよ。これ福岡県警で住民向けにアンケートした結果なんですけれども、何か事故だとか事件が起きたときに、警察が検挙ができるその検挙率の向上だとか、あるいは、市民の不安軽減、こうしたことより、犯罪に対する抑止効果が高まる、そっちのほうやっぱり高いというふうな結果が出ているんですよ。

町長、しっかりと目的を持って、そういう調査をしなければならないということなんですけれども、今言われたようなことというのは、やっぱり調査の基本になってくるんじゃないかと思いますけれども、その辺の考え方再度お願いしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 一般的に犯罪の抑止効果が高いという話は、私も認識をしております。

先ほど、一方でというところでお話をしたんですけれども、諸事情、つまり、地域の方々の合意がうまく得られるか、それは、東伊豆全体で設置を考えるのであれば、全体の合意が必要ですし、やっぱりプライバシーの問題も関わってくるということで、あとは、それ付けたときにどなたがどう管理するかとか、それをどうまとめていくとか、なかなか難しいところもあるのかなと、そこは、先ほど答弁にもお話ししたとおり、否定的ではないんですが、一応、条件をしっかりと整理して、防犯カメラを導入すること、事業者のものを特に活用していくということについては、少し検討が必要なのかなというふうに印象を受けております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） インターネットで検索をすると、例えば、こういう防犯カメラを設置するに当たって、支援、補助的な形があるのかどうなのか、ちょっと調べてみたんですけれども、例えば、静岡市あたりだとか、県だとかも含めて、こういう設置に対する補助金というのが出ているんですよね。ただ、補助金の相手先というのが、やっぱり公的に近い組織、例えば、自治会、町内会、それから安全会議、こうしたところが設置をする場合には、10分の9だとか限度額を設けて整備をしているという、そういうこと、事案があります。

一方で、また、個人に対する支援策というの、やっぱり行われているという市町があるんですよね。金額的には、1万だとか2万だとかという小さな金額かも知れませんが、そうしたものを支援をしているという事例もあります。

町長、さっき言ったように、今、闇バイトみたいな形の中で凶悪事件なんかもやっぱり増えていて、町民の防犯カメラというか、防犯に対する意識というのは高まってきていると思うんですよ。そうしたものを検討していくということも、必要じゃないかなと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

確かに、世の中が随分いろいろ変わってきていて、犯罪の形態も随分変わってきているな

と思います。まだ、伊豆半島においては、それほど凶悪な犯罪というのは、多分起こっていないのかもしれませんが、安心して見ているわけにもいかないのかなというのも議員が言われるとおりにかなと思います。

ただ、一方で、防犯カメラというやり方も一つのやり方ではあると思うんですけれども、そもそも地域のコミュニティーがしっかりしていれば、その辺はある程度担保できるのではないかと。ただ、人口が減ってきているというところがあるので、今までどおりのように町民の目で町民を守っていくというようなところが、なかなか難しくなっているということはあるかもしれません。

そのあたりも考えながら、なるべく地域コミュニティーをしっかり守りながら、自助、共助、公助ではありませんが、自分たちでしっかりそれを守りながら、そして、どうしても必要な場合、局所的にもしくは必要なところに、そういう最新の、例えば、AIを使った防犯カメラを設置するとかというのはあり得るかもしれません。どちらにしても、ちょっとその辺を全体的にしっかりと担当者同士で、検討しなければいけないのかなというふうには感じております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 防犯カメラの設置については、実は、8番の西塚議員が以前こういう問題取り上げたんですよね。今回も、話をしたら、私もやりたいよみたいな話で、ダブってもいいからやろうよと言っていたんですけれども、いや、俺は遠慮するからじゃ代表じゃないけれども、おまえやれよみたいな、そんな話の中で、今回取り上げさせていただきました。

町長言われているように、コミュニティーの部分の力っていうのは、やっぱり大きいとは思いますが、さっき言ったように、コミュニティー形成がだんだん脆弱化していますから、なかなかそこで担保はし切れないという部分がありますので、ぜひ、町の方針の中にも安全で安心なまちづくりということがありますので、ぜひそこに向けて検討していただければと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

安全安心なまちづくりというのは、町の基本的な考え方の大事なところでもあるので、少し幅広に、どういうことができるかというのを考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、緊急通報システムについてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 2問目です。

緊急通報システムについて。

緊急通報システムは、高齢者や介護が必要な方など、緊急時に消防署に通報されることで、支援対象者にとって必要不可欠なシステムであると考えています。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

1点目、町は現在、何台保有をしていますか。そのうちの利用台数は。

2点目、東伊豆町高齢者緊急通報システム設置事業要綱第3条で対象者は世帯全員が65歳以上と明記されていますが、その理由についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員の第2問の質問に御答弁申し上げます。

緊急通報システムについてということで、まず、町が現在、所有している台数、あとは利用されている台数ということでございます。

緊急通報システムとは、高齢者が住み慣れた家で急病などの緊急時における不安の軽減及び安全を確保することを目的として、自宅の機器本体、または、ペンダント型発信機の緊急通報ボタンを押すことにより、消防指令センターに通報できるもので、必要に応じて駆けつけるなど救助や支援を行う制度で、虚弱な身体状況にある、または、崖地災害及び津波災害が想定される地域に居住し、かつ65歳以上の独り暮らし世帯、または、世帯全員が65歳以上である世帯を利用対象者としているということであります。

緊急通報システムの通報機につきましては、リース契約により69台保有をしております、現在は32名の方が利用されているということでございます。

また、緊急通報システムで、対象者が世帯全員が65歳以上と明記されているということについてその理由はということかというお話であります、まず、対象者を世帯全員を65歳以上としている理由についてですが、高齢者の定義は時代や目的によって様々ですが、この制度創設時の考え方、当時の考え方として、まず、65歳以上を高齢者と定義をし、さらに、機器の導入台数や事業費を検討する中で、世帯全員65歳以上を要件とし制度設計したものと

思われます。多分、そのときの定義と、あとは財源的なことも含めてここが妥当だというふうに判断されたのではないのでしょうか。

現在、当町における緊急通報システムは、固定式とそれにひもづいたペンダント型のものがありますが、ペンダント型は何も障害物がなくて100メートルほど、それ以上離れると利用できないということです。当然、100メートルの間に壁とかいろいろな障害物があるとその距離はどんどん短くなっていくということでもあります。だから、屋外ではなかなか使い勝手が悪いのかもしれない。

また、最近は、特殊詐欺のこともあり、固定電話をやめたという話を聞くことがあります。携帯電話が普及をしているということでもあります。同時に、経済的にスマホに絞って固定電話をやっていないという方もいらっしゃるして、かなり、固定電話というか、携帯電話が広がっているという認識であります。このような状況を考えると、携帯電話を活用した緊急通報システムを利用することも検討の価値があるのかなというふうに少し感じております。

今では、民間各社から携帯電話を利用した緊急通報システムが開発をされておりまして、既に皆様が利用している携帯電話と連動で、握るだけで電話、メール、SMSの通報が可能なものもあると聞いております。そのほかにも、皆さんがお持ちのスマートフォンの簡易的な操作によって、既に持っている携帯、その簡易的な操作によって通報ができる機能があるということで、OSや機種によって操作の方法には違いがありますが、電源ボタンの長押しにより、緊急通報SOSのアイコンが表示され、タップし、発信や電源ボタンの連打によって発信したりなど、緊急通報の機能が、既にもう私たちが持っている携帯にあるということでございます。発信と同時に自分の位置情報もそのとき送信されるということで、この機能の活用を検討していくのも一つの方法ではないかなというふうに考えております。

携帯電話を使用することができれば、年齢制限の問題もクリアができますし、要は持っていればいいということなので、いろいろプラスの面もあるのかなと思いますが、ただ、デメリットもあるかもしれませんので、そのあたり現状を把握させていただいて、最近の動向も見ながら検討を加えていくことが重要かなというふうに感じております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

町長からいい提案をいただいたなと思って、携帯だとかを使っただけのお話はちょっと別にし

ておいていただいて、自分がこれ、投げかけをしたときには、こういうことが考えられるんじゃないかなということなんですけれども、これから、私たちも含めて団塊の世代がどんどん高齢化になって、こういう対象になるという人たちがすごい増えてくると思うんですよ。

今、現在69台あって32台ということですので、余裕があるような状況かなとは思ったんですけれども、こうした私たちも含めた高齢者になっていく人たちが多くて、この台数が足りなくなったとき町は、じゃ、これらを追加していくという考え方なのかどうなのかということ、当初に聞こうかなと思ったんですけれども、町長みたいにほかの方法もやっぱりあったりして、そちらを検討すればいいんじゃないかという考え方をしましたので、ぜひ、それはその方向で検討していただきたいと思います。

65歳ということも、そういう内容で検討していくことで、クリアできるということなんですけれども、実はこれ、私が質問しようとしたときには、65歳以下ということになりますと、まだ働いている人たちがほとんどだと思うんですよ。60で定年というところもあって、働いてない人たちもいるかも分からないですけれども、ほとんどが65という考え方をすると、働いている人、その世帯に、じゃ、働いている人が勤務先に行ったときに残された家族が、こういう緊急性を必要とする人が1人残る可能性というのがあると思うんですよ。そのときに、なぜそういう人たちも救えないのか、対象にできないのかというその疑問があって、今回質問させていただきました。

65歳、なぜそこの縛りをするのか、さっき言ったように、当初の制度設計のときに予算面も含めて財政的な部分の中で、こういう決まりごとをつくったよということで、町長のほうから話がありましたけれども、その辺の考え方というのは、町長、今私が言ったように、65歳以下の人がそこの家庭内にいると対象外だと、実際そういう人が働いて、危険性を持った人が1人であるという状況、そこの考え方というのは、町長どうでしょう。ちょっとお願いできますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

この制度ができたときというのがどのぐらいかというのは、もし担当課で分かればあとで教えていただければと思うんですけれども、正直言ってそのときの状況と今の状況というのは、あらゆるものが、多分、異なってきていると思います。当然、高齢者の人口に対する割合も変わってきて、要は高齢化が今は進んできているので、しかも、今の高齢者の皆様方はとてもお元気な方もいらっしゃるということで、歳を取られても働ける方がたくさんいらっしゃる

しゃるという現状もあると思います。

同時に技術的な面でいうと、当時は恐らくなかったと思いますが、携帯電話というのも随分進化をしております。ほとんど携帯で、何でもできる世界です。銀行の取引から、お金も財布代わりになって、しかも、健康をコントロールするアプリを入れれば、そういうことまでできるようになってきていて、そういう新しい技術を使ってその辺の課題解決に活用していくというのも、今の時代のやり方の一つかなと思いますので、そのあたりは、65歳というころにあまりこだわらずに、町民の命、健康というところに着目してこれからは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

そういう、ちょっと危険性のある御家庭というのは、やっぱり、これからどんどん増えていくと思いますので、悠長な考え方ではなくて、なるべく早めにぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、人間ドック補助制度についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 3問目です。

人間ドック補助制度について。

人間ドック補助制度は、疾病予防、早期発見、治療のほか、生活習慣病のチェック等健康に生活する上で欠くことができない支援策と認識をしています。

そこで、以下について伺いをいたします。

補助対象者を国民健康保険加入者で75歳以下を対象としていることから、後期高齢者保険に移行する75歳以上は補助対象から外れる。このことにより、今まで人間ドックを受診してきた町民の中には、負担増のため、人間ドックを受診しない人が増えていると聞いている。後期高齢者医療保険加入者を補助対象とするお考えはありませんか。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の質問にお答えをいたします。

人間ドックの制度自体で後期高齢者医療保険加入者を、今、対象になっていないというところだと思います。

そこについての御質問だということで、まず、賀茂地域の医療崩壊が結構懸念されています。この間は、下田のお医者さんが閉じるというニュースがあったり、いろいろな、今日も多分、私たちのエリアに関する医療の質問がほかにも出るのではないかなと思っておりますが、賀茂地域の医療崩壊が本当に懸念する中で、いろんなやり方があると思うんですけども、その一つの、なるべく崩壊させないやり方の考え方の一つに、病気を未然に防ぐこと、あとは、疾病の重症化を防ぐ対策というのがとても重要だと個人的には思っています。この考え方を未病、いまだびょう、未病と言うんですけども、地域医療が崩壊をする、これは、未病というのは、結構大事なやり方になるのではないかな、病気になる前に対応をしてしまうということだと思うんです。

それを踏まえますと、疾病予防とか、重症化予防、生活習慣病のチェックやフレイル予防を含め、健康に生活する上で、人間ドックや健康診査の受診、健康診断はとても重要だと思います。まさに、未然に病気になることを防ぐ、もしくは、まだ軽度の病気のとときにしっかりとした対策を取れば、早めに復帰できるというようなことだと思います。

町でも、後期高齢者の方の健康診査とか、がん検診、実施体制を整えて年に1回継続的な受診を、そういう意味ではやらせていただいています。

国民健康保険加入者で、人間ドックの助成制度を利用されている方は、令和5年度は201名おります。そのうち73名の方が、5年連続制度を利用されていることから、多くの方が毎年同じ医療機関で人間ドックを受けて、その結果を活用し、健康管理に努めていらっしゃるというふうに認識をしております。

そんなことを考えますと、継続的に人間ドックを受けている方が、金銭的な負担が増えることで、要は後期高齢者になっていくところで、金銭的な負担が増えることで受診が控えるようなことがあってはならないのかなとちょっと思っておりまして、そういう意味では、後期高齢者医療保険加入者の補助制度について、今後、新しく検討しなければいけないのではないかなと思っております。

ちなみに静岡県内で、後期高齢者医療保険加入者を対象とした人間ドック補助制度を実施している市町は19ございます。そのやり方はいろいろあると思いますが、何らかの形で、そういうような皆様の人間ドックについても、町が、県内の市町の補助制度、少し研究をさせ

ていただいて、町民の皆様の健康寿命の延伸の手だての一つとして、制度創設に向けて、少し検討、そして進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

初めてかな、前向きにというか、もう本当に、うれしかったなと思います、町長の答弁聞いていて。町長、絶対町長だったらもう調べてあるなと思ったんですけども、19、私は同じようにやっぱり調べ始めました。そうすると、一番最初に出てきたのは、清水町から始めて、いろんなところで、後期高齢者に対しても支援策を講じているということ、私は14で止まりました。14で止まったときに、何を思ったかというと、まず、町長は絶対、全てを調べるなと思ったんですよ。だけれども、私が調べなかったのは、14もの市町が、こういうことを実施をしていれば、これ何らそこにいっても、これは問題ないなというふうに思ったので、途中で検索をするのをやめました。

そんなことで、町長、研究するよということで前向きな答弁をいただきました。今、町がつくっている「まち・ひと・しごと総合戦略」の中で、やっぱりここに健康づくりの推進という項目があって、この辺でしっかりと健康に対する検診、受診をやっぱりしてこようということが書かれていますので、それにもしっかりと対応していく内容かなというふうに思います。

実は、この人間ドック、私も毎年受診をしているんですけども、一緒に行った方が、楠山さん、もう最近ね、私たち高齢者は年金生活だと、年金生活の中で今までは、75歳までは補助を受けれて大変ありがたかったんですけども、それが受けれなくなってしまって、もう負担が大変なもので、やっぱり受診をしないという人、何人か知っているよというそういう声もいただいて、自分自身も75から受けれないということで、あれこれ何だろう。そこで、じゃ後期高齢者連合のほうで、同じような形の中で人間ドックの支援みたいなものをしていないのかなということで、連合会のほうに電話をしたんですよ。

そしたら連合会のほうでは、うちのほうではやっていません。ただ、市町に健康に関する委託事業として、お金をそちらのほうに回していますので、そういう中でやったらどうかというお話を受けたものですから、じゃ、そういうお金も含めて、使ってからこういうものの支援ができるんじゃないかというふうに思いました。

あと1つ、町長にもちょっと確認をしたいんですけども、今、国保会計約4億円、4億までいっていないんですけども、基金の積立てがあるんですよね。14番議員あたりからも、こうした基金を、ぜひ有効利用してはどうかというお話もよく出てくる言葉だったりするものですから、そうしたものも含めて、ぜひ検討していただいて、早急に実施ができるようにお願いをしたいと思います。最後に町長、お願いいたします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

後期高齢者の連合会のほうに問合せをいただいて、健康に関する委託事業があるということで、それは少し、担当課のほうとも確認を取って、それがどんなものを、まず、把握をしたいと思いますが、どのような状況であっても、今、お話をした後期高齢者の医療保険加入者の方々に対する新しい制度というのは、町独自であったとしても、それはつくっていきなというふうに、今は思っております。

ちなみに、基金については、もう何回か御質問いただいているんですけども、いろいろな変動に対しての蓄えというところもあるので、そこは慎重に対応していきたいと思います。以上です。

○議長（笠井政明君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員の第1問、「ラーケーションの日」検討状況についてを許します。

8番、西塚議員。

(8番 西塚孝男君登壇)

○8番(西塚孝男君) 私の質問は3問からとなっておりますので、ひとつよろしく願います。

1問目、「ラーケーションの日」の検討状況について。

「ラーケーションの日」のアンケートの進捗状況は。

教育長、よろしくお願いします。

○議長(笠井政明君) 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長(岩井茂樹君) 1問目につきましては、教育関係の話ということで、教育長のほうから御答弁申し上げます。

○議長(笠井政明君) 教育長。

(教育長 横山尋司君登壇)

○教育長(横山尋司君) それでは、西塚議員の第1問、ラーケーションの日の進捗状況についてをお答えいたします。

学習を意味するラーニングと休暇を意味するバケーションを組み合わせたラーケーションの日に関しまして、小中学生の保護者314名を対象にしたウェブアンケートを7月に実施いたしました。回答者は98人で、回答率は31.2%でした。これは、31.2%を高いと見るか低いと見るかはちょっと難しいところではあるんですけども、信頼性に関しては、低くはない数値だと言えます。そのアンケート結果の概要といたしまして、御回答いただいた保護者のうち、土日祝日に休みが取れると答えた保護者は61.2%、季節によると答えた保護者は14.3%、取れませんかと答えた保護者は16.3%でした。

また、制度が導入された場合利用してみたいかという問いについては、はいと答えた方が74.5%、いいえは25.5%でした。ラーケーションの日について、よいと思うことはという問いに対し、複数選択のうちの上位のものとして、保護者が土日に休みにくい家庭でも、子供との触れ合いが増えると答えた方が69.4%、子供が自ら学ぼうとする力が育つが43.9%でした。反対に、心配や負担になりそうなこととしては、取得した日の学習が遅れるのではないかと答えた方が53.1%、活動するための費用がかかるが36.7%でした。

実施についての考えに関しては、実施してもよい、または、実施すべきが合わせて61.3%、どちらでもよいが18.4%、やめたほうがいい、必要性を感じないが20.4%でした。

これらの結果を踏まえ、各学校と実施方法を協議した上で、来年度4月から試行的に実施

することを、今検討しているところです。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 大変、明るい話をありがとうございました。

それに伴って、伊東市なんかも、ラーケーションの取り入れをするシステムをつくったりとか、各温泉、修善寺もやろうとしているし、そういうよそからのラーケーションで来る人たちの、学習とかいろんなものをやろうとしている市町が増えてきたのかなと。

観光立地できているこの町ですから、本当に土日が休めない、また、今、観光客もコロナ前に戻ってきて忙しくなってきたという町長の答弁もあったように、やはりそういう家庭の子たちを大事にしてやるというのが大切かなと思うので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、高校生への通学費の助成についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 2点目、高校生への通学費の助成について。

近年、稲取高校の部活活動が少なくなり、子供たちが希望する学びや部活動を諦めなければならない状況も見られる。

1、こうした状況において、高校に進学する生徒の保護者の経済的負担を軽減することで、教育やスポーツなど均等に図るために通学費の助成を考えてはどうか。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問、高校に通学する子供たちへの通学費の助成ということですが、6月定例会において、たしか内山議員からも同じような質問がありまして、その中でも御答弁をさせていただいております。

若干繰り返しになると思いますが、まず、高校生の通学費の助成につきましては、子供の立場に立って支援する必要があるので、いろいろ課題はあるのかなというふうには感じております。例えば、徒歩通学をする生徒との間に不公平、差が生じてしまう、そのようなことがないように制度設計をしなければいけないとか、幾つか課題があるのかなと思っています。

また、我が町には高校がありますので、地元の高校を応援をするという思いも一部にありまして、その辺のことも考えながら、より丁寧な議論をこれからやらなければいけないのかなと思っております。

子供たちへの支援につきましては、積極的に進めたいと基本的には考えているんですけども、今ちょうど教育環境がいろいろ変わる学校の話が、いろいろ議論をされている中で、当然、その中で場合によれば高校生という存在も少し在り方が変わってくる可能性もあるので、その辺も踏まえながら、バランス感覚のいい対応を考えなければいけないのかなというふうに思っております。決して、放っておいていいとは全く思っていないんですが、そのあたりのこともちゃんと考えながら、やるときは思い切ってぐらいのつもりで、やればいいのかとは思っておりますので、少し時間がかかるかなという印象を、今受けております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） この前の、内山議員が話したときも、町長はゼロか100と言いましたけれども、稲高行くにもバス通学の人もあるだろうという中で、けどそれは、何と言うんですかね、子供たちのやりたいことを、今この伊豆半島の中で、まして東伊豆町なんかは平均収入が一番低いようなところですよ、やはり、子供がいっぱいいる、伊東へ行く、下田へ行く、伊豆急線が高い、そういう中での親の負担というのが、物すごくあると思うんですよ。

また、県からの補助金が、いわゆる高校のあるところには出ていない、というと、松崎、下田、東伊豆町は補助金が県から出ていないですよ。河津町は出ていますよ、通学補助。だからそういうのを踏まえて、町長は、そういうところと一緒にあって、県のほうに陳情してもらったらいのかなと思っているんですけども、どうでしょう。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

確かに、教育の問題は、多分、1つの町だけではなくて、特に高校の話については、1つの町だけではなくて、賀茂郡下で考えなければいけなかったり、場合によれば伊豆半島全体でいろいろ考えていたり、加えて言うならば、今部活の問題がいろいろクローズアップされてきまして、それぞれの学校で部活がだんだんできなくなっているという話も、それは多分、1つの町とか1つの学校単位で物事を考えていると、なかなか解決ができない話なので、その辺もある意味、どうやって協力をして連携をしていくかというところがとても重

要だと思っております。

なので、今の通学費の話についても、全体的な俯瞰した目で物事を見なきゃいけないとは思いますが、だからこそ、少し、じっくり検討しなければいけないのかなと。あとは、世の中の流れの話があって、学校自体がどこになるかもちょっと流動的なので、それがあ程度もし固まった段階で、具体的なこういう施策ができるということをしっかり考えられればいいのかなという、そんな印象を今受けております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 町長が言ったように、学校の編成、松崎高校も今度は減るんですよね、教室が。そうなってくると、やはり、よそ行く子が出てきたりとか、そうなってくると、稲取高校だって減ってくるかもしれないし、そうなることを考えたときに、やはりそういう、ほかに行かなきゃならなくなる。先ほど町長が言ったように、部活動、自分の好きなことをやらしてやれる、そういう環境をやはり町としてつくっていくのが一番いい、そして、移住してきた人も、ここだと子育てがうまくいくと、やりやすいとか、そういうこと考えたときに、やはり全部を見たときに、そういう補助というのは必要なかなと思って、私もその前も言っていたし、こうやって何度も言っているんですけども、それはちょっとすぐにはできないかもしれないけれども、町長の力を持って頑張ってもらいたいと思います。

よろしいです。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、町民にも観光客にも優しいまちづくりについてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 町民にも観光客にも優しいまちづくり。

安全な日本国が、今はバイトでお金を取ったり、人に危害を加える世の中になってきた今だからこそ、日本一優しいまちづくりを推進してはどうかと考える。

以下の点について何う。

町民が気軽に挨拶や困っている観光客に声をかけることが優しいまちづくりにつながると考えるが、町として推進する取組は、考えはあるのか。

2、外国の方が電車を利用して稲取駅に着いたときに、大きなキャリーバックを持って階

段を降りると思うと大変胸が痛む。町としては、伊豆急に対して何か対策を講じるような働きかけを行っているのか。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問の御答弁を申し上げます。

まず、最初でありますけれども、町民が気軽に挨拶や、困っている観光客等に声をかける、そんな笑顔があふれるようなまちづくりはいかがかということだと思います。

まず、町民が町民同士、または、観光客に挨拶をしたり、声をかけることは本当に大切だと思っております。これからも推進していくべきだというふうに、個人的には思っております。挨拶を推進することは、地域コミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係と住みよい生活環境を築くとともに、先ほどこちよつと話ありましたが、防犯という意味からもとても効果があるというふうに思います。

私も、町民や職員には積極的に挨拶をするように心がけておりますし、毎週の朝礼では、何度か挨拶の大切さを伝えたり、その推進を職員の皆様をお願いをしたりもしております。

また、観光客に声をかける優しいまちづくりも、観光立町の当町としてはとても重要なことだと思っております。

今後、リピーターを増やして、そして町のファンを増やして、関係人口や移住者を増やしたいと考えている当町といたしましては、おいしい料理やすてきな景色も大切なんですけれども、重要なのは、結局人かなというところも感じております。海の近くのおいしい料理屋さんで、安いものがおいしく食べられるというのもとてもいいと思います。

ある旅館さんから、これは聞いたエピソードなんですけれども、観光客の女性が港の海の近くを歩いていたそうです。漁師さんから声をかけられて、焼いていた貝を食べさせていただいたということで、それに感動して、その観光客の方は毎年我が町に泊まりに来ることになったそうです。

実は私も同じような経験をしていまして、ある夜、稲取駅に、7時過ぎくらいですかね、夜の、行ったんですね。そしたらインバウンドのお客様が、駅の階段から降りてきて、改札を出ようとしていて、改札の出方が分からないのか料金が足りないのかで、出られなかったんです。そこで、声をかけて、もう遅かったんで、改札の駅の方もいなかったんで、電話か何かそこからして、話をして、結局明日の朝来てくれみたいな話になりました。一応、対応

は終わったんですけれども、今度はその方が、タクシーも何もないんですよ、行き場がどこに行けばいいか分からなかったもので、どこに行くのかと聞いて、たまたま私がよく知っているホテル、旅館さんだったので、そのまま車に乗せてお送りをしたということがございました。これがお客様のリピーターにつながったかどうかは分かりませんが、そういう一つ一つの町民の皆様が行う気持ちというのは、とても重要だと思っています。

それで、挨拶の推進として、教育面では既に、稲取小学校や熱川小学校では、本年度のランドデザインの中の重点目標として、稲取小学校では、元気な挨拶を交わそうということですし、熱川小学校では、やってみよう見て聞き、見て話そう、元気な挨拶を交わそうと、挨拶をみんなしようよという標語というかそういうことでやられております。

また、東伊豆町教育大綱の子供青少年の健全育成として、子供、青少年の礼儀等を習慣づけるため、挨拶運動、地域声かけ運動を推進をしていると定めております。

町全体としては、毎月の広報紙に、皆さん気づいたことがあるでしょうか、挨拶運動推進標語ということで、挨拶は何にも勝るおもてなし、広げよう挨拶の輪を町中にというのが掲載をしております。この標語もとてもすばらしい内容で、西塚議員の考えにまさに一致するものだと感じております。ただ、これ少しこの標語が掲載されてから数年が過ぎているので、もう一度盛り上がりを見せるように、まずは、町長私自ら率先して挨拶をしていくとともに、各種挨拶やマスコミ、広報紙を通じて、何らかの推進を図ることができればというふうに思っております。

続きまして、2問目でございますが、外国の方が駅について、確かに、大きな荷物を持っていて、その方が大変そうだという御意見です。

これは、私も個人的にはほかの方からも聞いたことがあります。こんなことを踏まえまして、町としても、私としても、この問題は大きな課題だと認識をしているため、先日、伊豆急行株式会社の社長とも話をさせていただいて、この質問を受ける前だったんですけれども、バリアフリー化していない駅舎において、大きなバックを持たれているお客様の負担軽減について、願いを实はさせていただきました。

かねてより駅舎のバリアフリー化などのハード整備については、随分前から伊豆急行さんをお願いをしているところなんですけど、改修などハード面の整備については、なかなかやっぱりハードルが高いということもありまして、すぐに対応することが難しいということもあるので、まずは、階段を使用しなくても出られる動線はないか、または、荷物を運ぶ人的サポートを導入して、お客様の荷物運搬の負担軽減ができないかというような提案をさせてい

ただいて、今、現在、伊豆急行さん側に検討をしていただいているという段階です。

いずれにしても、伊豆急行さんがやっぱり主体としてやらなければいけない話なので、町としても応援できるところはしっかり応援させていただきながら、相談をかけながら、何らかの策が講じられることを願って考えて、進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に、1問目ですけれども、東伊豆町は観光立町できていて、お金をかけないで、この町が観光客に好かれるまちづくりというのは、やはり挨拶だったり、スマホを持っている、1人撮りしているお客さんに撮ってあげたりと、そういうことが一番必要じゃないかと。その中でやはり町民も、子供たちがいっぱい挨拶している中に、やはり大人社会もそれに準じて、やはり挨拶、おはよう、こんにちは、こんばんは、そういうことが、いわゆる、今町長が言ったように防犯意識とかそういうものが高まっていくのかなと思うんですよね。

それで、やはり何でというと、今個人情報とか、何か分からない法律でいろんなことが分からなくなっている、隣に誰がいるか、どんな人がいるのか分からないような世の中になってきてね、やはりいろんな防犯とか、災害のときなんかも、本当に声かけ合っていれば、分かることとか助け合いができると思うんですよ。だから、最高にお金がかからなくて、最高のまちづくりができるのかなと思っています、自分は。

また、町民が一日1回徳を積む。こんな運動をやったら面白いかなと、ごみが落ちてたら拾ってやるとか、何かあったら、知らない人に声かけたとか、何か1つ徳を積む。そういう行為をしていくと、最高の町になっていくのかなと。徳を積む町は最高によいまちづくりになるかなと思っていますけれども、どうですか、町長。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） なるべくお金をかけずにすぐにでもできる、しかも、この町全体のイメージをよくする取組ということでありまして、まさにそうだと思います。

やっぱり笑顔で挨拶というのは、私もそれはとても大事だと思っているので、今役場の中でも、大きな声でいつも挨拶はしているんですけれども、若干浮いているところはあるんですが、でもやはり、そういう日々の取組が、積み重ねが大事だと思っています。コミュニケーションが豊かになる地域というのは、恐らくいろいろな面で幸福度が上がってくると思

うので、コミュニケーションの大事なツールとして挨拶というのは1つあると思うので、先ほどの答弁の中にあつたように挨拶ということはしっかりやりたいと思いますし、一日1回徳を積む、私もそれを肝に銘じてこれからやっていきたいと思っております。

○議長（笠井政明君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 町長のことを期待して、質問を終わります。

○議長（笠井政明君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時23分

再開 午後 1時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開いたします。

8番、西塚議員より一般質問における一部発言の取消しの申出がありましたので、発言を許可します。

○8番（西塚孝男君） 一般質問における私の発言のうち「河津町の通学補助に対して県の補助金がある」との部分の取消しを申し出ます。よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） お諮りいたします。

ただいま8番、西塚議員より申出がありました一般質問における一部発言の取消しについて、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。

したがって、東伊豆町議会会議規則第64条の規定により、西塚議員からの一部発言の取消しについてを許可することに決しました。

次に、8番、西塚議員より、一般質問における一部発言の訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

8番、西塚議員。

○8番（西塚孝男君） 一般質問における私の発言のうち「東伊豆町の所得は県下で最低」という部分を「東伊豆町の所得は県下で最低レベル」に訂正するように申し出ます。

○議長（笠井政明君） ただいま 8 番、西塚議員より申出ありました一般質問における一部発言の訂正について、東伊豆町議会会議規則第64条の規定により許可します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員より、一般質問で掲示板使用の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第 1 問、自主防災会の取組についてを許可します。

14番、山田議員。

（ 1 4 番 山田直志君登壇）

○ 1 4 番（山田直志君） 議長に許可をいただきましたので、今回 3 問について質問をいたします。

まず、自主防災会の取組についてを質問いたします。

共助としての自主防災会の活動について、特に災害発生時に対する備えについて質問をしたいと思います。

1 点目に、自主防災会の発災時の役割は何でしょうか。

2 点目に、黄色いリボンを掲げる運動の意味は何ですか。

3 点目に、リボンを掲げていない、リボンを掲げることができなかったときの対応はどのようなになっていますでしょうか。

4 点目、避難行動要援護者の対象数。できれば、各自主防災ごと。支援者は何人組織されているか。

5 点目に、現在、自主防災会役員で避難所運営の訓練や避難所運営マニュアル等の保有者の状況はどうなっていますか。

6 点目に、町及び町内会自主防災会で防災委員の委嘱者数とその活動状況はどうなっていますか。

7 点目に、防災士等人材の育成についての考えがありませんか。

以上、7 点について質問をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第 1 問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員の質問に御答弁申し上げます。

自主防災会の取組全般についてということでございます。

まず最初に、1番目、自主防災会の発災時の役割は何かということですが、地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、警察等の関係機関の防災活動、これ公助の部分に当たると思うんですけども、が地域の末端に十分即応できない事態が予測をされます。

特に、広域被災が予測をされる南海トラフ巨大地震等に際しては、国、県、町をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければなりません、発災初期においては、公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するために地域住民自らの防災活動、この部分で言うと自助、共助だと思うんですが、この部分がとても重要になり、その活動を組織的に行うのがまさに自主防災組織だと言えらると思います。

また、自主防災組織が発災時において担う役割は、出火防止及び初期消火活動、避難情報の伝達、避難誘導、特に災害時の要援護者等です。また、避難場所などでの秩序の維持、負傷者の把握、救出活動と救急措置、そして災害情報の伝達、はたまた炊き出し、水とか食べ物の供給ということだと思うんですけども、本当に多岐にわたり災害発生時の大きな役割を担っていただいております。

2番目に、黄色のリボンを掲げる運動の意味は何かということですが、黄色のリボンを掲げる運動は、災害発生時に各家庭でけが人などの要救護者がいないことを示すために掲げるもので、黄色のリボンを掲げることにより戸別訪問をするまでもなく迅速な安否確認が可能となります。

参考までに、この運動を最初に東伊豆町で始めたのは西区の自主防災会と聞いておりまして、これがきっかけとなり町内の自主防災会にこの運動が広がり、現在は自主防災組織に住民の安否情報を迅速に集約する運動となっていると聞いております。

3つ目に、リボンを掲げていない、もしくはリボンを掲げることができなかったときの対応はということですが、防災委員や各班長が各家庭を訪問し、リボンの有無の確認を行います、その際、リボンを掲げていない家庭については状況確認を行い、救出・救護が必要であれば自主防災会に報告し、報告を受けた自主防災会は災害対策本部に連絡をする。または、状況により共助による救出・救護を行うこととなります。

4番目に、避難行動要援護者の対象者数及び支援者は何人で組織されているかということ

でございますが、避難行動要支援者とは要配慮者、例えば高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者ということですが、そのうち災害時に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する方ということになっております。

その数については、要援護者台帳の登録者数において確認をすると175名で、各自治会ごとの人数は大川区11人、北川区16人、奈良本区35人、片瀬区15人、白田区18人、入谷区13人、田町区43人、西区11人、東区13人となっております。

支援者につきましては、各地区の自主防災会役員及び民生委員の皆様にご協力をお願いすることになっております。

5番目でございますが、現在の自主防災会役員の避難所運営の訓練状況や避難所運営マニュアルの保有状況はいかがかということですが、避難所運営の訓練状況については、近年は実施しておりませんが、大雨による土砂災害警戒情報が発令された際には、避難所を開設し運営をしているところです。

マニュアルの保有状況ですが、区に確認したところ、マニュアルは作成されていないため、地域防災活動マニュアルを参考に運営しているとのことでした。今後、町としても県が作成した避難所運営マニュアルを自主防災会に配布をして、適切な運用をお願いしていこうというふうに考えております。

6番目でございますが、町及び町内会の防災委員の委嘱者数と活動状況はということですが、町は、総合防災訓練の際に職員派遣を実施し、各自主防災会と連携をし、通信訓練を実施しております。また、東伊豆町防災委員制度設置要綱により、各自主防災会3名、北川区2名、合計26名を委嘱しております。

活動状況については、町民の生命と財産を守るため、防災問題についての知識、経験及び技術を習得し、町民等の防災意識の高揚を図るため、県及び町の実施する防災についての研修会、講演会などに参加をし、得られた知識・情報を所属する地域における自主防災活動に役立てる。また、年4回実施される訓練計画の作成、防災備品管理等の活動を行っているということでございます。

7番目でございますが、防災士等の人材育成の考えはあるかということで、当然これは必要かなと思っておりますが、現状を少しお話をすると、防災士とは、現在、静岡県が独自に養成した静岡県ふじのくに防災士とNPO法人日本防災士機構が養成している防災士がございました。

両者は、防災に関する知識を有する者、地域防災活動に貢献する者という点では同じですが、行政団体やカリキュラムの違いがあり、静岡県ふじのくに防災士と防災士とは別のものとなります。

防災士の活動は、主として、地震や水害、火山噴火、土砂災害など自然災害において、公的機関や民間組織、住民等と力を合わせて、平常時においては防災意識・知識・技能を生かしてその啓発に当たるほか、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や防災と救助等の技術の錬磨などに取り組む、また時には防災・救助計画の立案等にも参画をするということになっております。

災害時には、それぞれの所属する団体、企業や地域などの要請により、避難や救助、救命、避難所の運営などに当たり、地域自治体など公的な組織やボランティアの人たちと協働して活動することになります。

町としては、専門的な資格を持った防災士等人材育成については、しっかりと推進していきたいというふうに考えております。県に確認したところ、令和5年までに町内で静岡県ふじのくに防災士養成講座受講者数というのを確認したんですけれども、12名ということで伺っております。

以上で終わります。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長も言われましたけれども、やはり町長言われるような能登の教訓といいますか、能登地震での問題とともに、やはり伊豆半島で我が町が受けるであろう地震等の被害というものには若干の違いがあるわけですが、同時に一番問題は、ここに掲示しているのは県の第4次地震被害想定ですが、能登の問題を含めて今の町の置かれている状況というのを考えると、やはり完全に町として伊豆半島南端は孤立しかねない状況にあるし、町においても相当の被害が予想されているんだということだと思います。だから、町民の皆さんには、変な話、町も警察も消防も、言われたようにすぐには来れないと。自衛隊ですら、もしかしたら伊豆高原のほうから山を登って大川のほうへ出て来るのに1日、2日かかるのかもしれない。

やはりそういう状況で誰かが助けてくれる状況が本当はないということを町民皆さんがよく理解していただかないと、共助という部分もなかなか動きが緩慢になってしまうという部分があるのではないかなと思うんです。

この間、浜松医大のDMATのほうに関わっている吉野先生のお話をお伺いしたんですけれども、非常に大きな問題の中で伊豆半島でもかなり共通して言われていることは、やはり地震という大きなストレスを受けたときに多くの住民は、判断能力が低下するんだと。そのことをやはり十分意識した上で対応を考えていく必要があると。高齢者なんかの場合は特にそうですけれども、今まで経験のない事態に遭遇するわけで、その段階では年齢関係なくどういうふうに動いていいか訓練なしには動けないということを強調されていました。

そこで、今回の質問の中で私言いたい特に1点目の問題で言うと、自主防災会の取組の中で町長言われたような問題があるんだけれども、すごく感じる問題で、町長まず御認識を確認したいんですけれども、先ほども言われたような被災時の初期消火。この初期消火というのは、どの程度の火事のことまでを意味しているのかと、災害時において。この辺の町長、認識をまず簡単にお聞かせいただけませんか。責めるとかいう質問ではないので、簡単に今町長、初期消火ということはどのレベルの火事だというふうに考えていますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） はい、ありがとうございます。

事前の詳しい通告がなかったので、データのものをちょっと持ち合わせていないんですけれども、イメージというか認識としては足りていないというふうに。つまり、必要なカバーをカバーしきれていないのが現状ではないかなと。それは、組織の体制の面でもそうですし、あとはもしかしたら防災関係の備品の面でもそうかもしれませんが、少しそこは不安な状況であると思っています。

今年の8月の南海トラフ地震の想定が出ました。注意というのがたしか出たと思いますけれども、あのときに改めて感じたんですけれども、もう一度あらゆる面を点検しなければいけないと思っております。特に今、指示を出してやっていただいているのは、地域防災計画について見直しをかけて、その地域防災計画の下にいろいろなマニュアルがぶら下がっているので、そこについても今1個1個、多分時間はかかると思うんですけれども、見直しをかけようと思っています。

恐らく、この自主防災会というところについては、その1つのマニュアルのところに属すると思いますので、必ず自主防災会についても現状を点検をし、不備なところがあれば修正するような方向で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私も実は防災士の講習を受けて資格は取ったんですけども、そのときの講習は東京消防庁を退職された方が講師としてやりましたけれども、災害時における初期消火で一般の方が消火活動に参加できるレベルというのは、基本的に言えば天井に火がつくまでと私は説明を受けました。もう天井に火が上がって家自体に火が回ったときには、初期消火と言っても幾らバケツリレーでその火が消せるとかという状況ではない。

この認識が非常に大事で、逆に考えると、毎年の自主防災会の防災の訓練の中に消火活動が出てくるんですよ。相変わらずバケツリレーもあったり、消火器のまねごとで水をやるのかというのが出てくるんだけど、今町長言ったように、本当に消火活動はその家が燃えちゃってるよね、じゃ、短時間に消そうよとみんなが取りかかることが防災会としての活動として適切かどうかという問題について見ると、防災のかんりの専門家の方々は、初期消火の天井に火がついた以降については、やはり素人は手出しできない。また、この辺の問題で言えば、都市ガスではないけれども、逆にプロパンガスに引火して二次被害を生じかねないというようなリスクについてもやはり判断して対応していく必要があるのではないのかなと。

この辺は、先ほど言ったように、毎年のように防災訓練で初期消火、初期消火と言って消火の訓練ばかりやっているような状況というのは、ある面、本当の被災の段階では大きな障害になりかねませんよね。町民みんなが火が出ているのに何で消さないんだと。区は誘導ばかりしてないで火を消せよというような話が町民間で起こりかねません。そういうことについて、非常に私は懸念をしております。

町長この間から地域防災の問題で見直しをするということで、そういうことで私も質問しているんですけども、そこでちょっと私2つ町長に提案をしておきたいと思うのは、町内会が実際自主防なんですよ。いわゆる町内会、自主防はイコールですよ、今現状で言うと。もっと言うと、社協の支部も場合によっては氏子総代もみんな町内会で今やっているわけですね、東伊豆町の実態で見ると。これは、東海道沿線に行くと、社協の支部も氏子総代も自主防と町内会も全部別というのがかなりあるんですよ。これは今までの経過があっこのうなっているんだけど、それを急には変えられないというふうには思うんですけども、そうすると、やはりさっきの避難所の訓練の問題を含めて専門的な知識を有する人間の配置というのが私は必要ではないかと思うんです。

そういう点で見ると、東伊豆町単独消防を持っていたということで、経験を持っている消防のOBの方々もたくさんいらっしゃる。先ほどのふじのくに防災士の問題等々もいらっしゃるしまして、やはりもうこれからの火事の問題については、各町内会で防災委員を選ぶ、

大体事実上は分団長経験者とかという形にはなるんでしょうけれども、しかしもうそういうレベルでなく、広範囲に公助の取組をしなければならなくなった現在においては、せっかくいるそういう人間を活用するというのが私は必要ではないのかなというのを1つ考えていただきたいと思います。

2つ目の問題は、班の在り方。人口減少でやはり班活動が困難になっているという実情もあります。回覧板1つ持って行っても毎回ドアにかけていくだけで、班で何だろうかということの思いながら班長をやられている方もいらっしゃる。数が少なくなって、昔ほどではないけれども、お葬式や何かのお手伝いもできないとかいろいろな班の状況もありますけれども、災害という問題から見ると、やはり班というものでまとまって動いていただくということはとても大切な活動なんですよ。これは、強制的な問題ではないとは思いますが、町長やはり町として呼びかけて、班の大きさとか動きやすい規模とかいうものを考えていただくということも必要だと思いますし、またここに書いてあるのは自主防の取組の中でも先ほど町長言いましたけれども、やはり情報の連絡、伝達という部分が、町が被災状況を把握して国や県に発信していく部分もそうですし、こちらがある手段、能力で支援をしていく上でも、情報の確保とかいう問題というのがすごく大事なわけですよ。

そうしてくると、今町内会も6人から10人ぐらいいますけれども、場合によって、もう見ていただければ分かりますけれども、区長さんなんかは大体70前後でいらっしゃるけれども、区によっては評議員さんとか組長というのがもう60歳以下ぐらいの、特に城東地区なんかはそういう状況もあります。そうしますと、災害時に自分の区の問題だけで動けるかということ、そういうところもちょっと違ってきていると思います。

それと、各班の班長さんもやはり正業を持っておられる方とそうでない方の状況もありますし、班の持っている、自主防災会が持っている仕事量の問題からすると、私は班長さんのほかに全員が元気な人は防災に取り組まなければいけないんだけど、やはり声かけをしたりするような部分ではそれぞれの班に防災リーダーみたいな方がいて、避難しようよと声をかけるだけでもそういう取組を具体的に地域の班の中で行えるようなことも併せて自主防災会の強化という面では、各自主防災会及び各班という末端のところまで考えると、半分以上が高齢者だと。場合によっては半分以上が高齢者になっている班もあるわけで、そういう人たちを本当に安心・安全に避難し対応するためには、そこまでの目配り、気配りが必要ではないかなというふうに私は思うんですけども、具体的に何がやれるかというのはまたその中で考えるべき問題だと思いますが、町長、この辺の問題についてはいかがですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） いろいろな課題のところでは一番突き当たるのがやはり人口が減ってきているというところで、それは多分社協の問題でも全く当てはまっています。消防団自体も実は人が減ってきていて、ある工夫を入れていかないと継続ができないのではないかとというような話が特に今年持ち上がっております。当然、自主防においても全く同じ状況で、その人をどうやって配置していくかというのは、自主防だけで考えているのではなくて、おっしゃるとおり、もう少し俯瞰した目で見ながら全体的な調和を考えながら配置をするというふうなことが必要だと思っておりますので、そういう意味で現状をもう一度見直しをかけるといえるのはとても重要だというふうに思っております。

いずれにしても、少し見直しをしっかりとやらせていただいて、あとは育成の部分も関係があって、なかなか1人に全部負担を負わせるわけにもいかないので、それをどういうふうに入れていくかということとはとても大事な問題なんです、それゆえにそんなに簡単に解決する問題ではないので、そこは早急に、もう既に見直しは一部着手を始めていますが、それをしっかりと進めていくことがまず大事だと思っております。

新しい在り方、防災リーダーを配置したりとか、何か補完するようなものをつくったりとかというのができるのであれば、それはやるべきだと思うので、その辺の検討をしっかりと進めたいと思っています。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） これも実は私は町長の発想から影響を受けているところもあるんですけれども、やはり仕事をみんなでシェアしていく、ないし災害時には全員がやはりプレーヤーとして働かなければならない。だけれども、どこかにやはり役割を持った人は置いておく必要があるんだと思うんです。

本当に昔で言うと、何かあったら消防団も数的にもあったし、みんな町内で住んでいた、町内で働いていたとかということで、火事は消防団に任せておけばいいんだとか、俺たちは誘導だけすればいいとかって、もうそういう土台が変わってきたので、消防団だけに頼れない形を考えていく必要があると思うんです。

私、今回質問したこの辺の問題というのは、自主防災会や各班の行動計画とかマニュアルというのが、県なんかはやはりつくったほうがいいよということを言っているんですけれども、そこまではまだないのではないかなと。過去ここで居山議員や何かもそういうようなこ

とを言っていたなということ記憶していますけれども、やはりそれで大丈夫だという認識が今まであったのかなと。でも、やはりいろいろな状況を見たら、大丈夫ではなくなってきたねということだと思うので、ぜひそういう自主防災会や班での行動計画や何かに一歩前へ進んでいくようにしていただきたいと思います。

次に、町長、先ほどの避難行動要援護者の問題ですが、これも非常に大変な被災住宅も生じた場合に、そこからの避難者と既に困難だと思われる高齢者や障害者、妊婦さん、いろいろな方を避難所で対応しなくてはならないと。

これも町長、この間、浜松医大の吉野先生のお話の中でお伺いしたことなんですが、テレビや新聞でも障害者の方々の行き場がなくなったということが報道されました。いろいろ後追いで聞いてみると、病院よりも障害者の施設というのは間借りしてリフォームしたりしてということで、結果的に耐震補強が十分ではなかったということで、障害者が行くべき作業所だとか、グループホームとかそういうところが被害を受けたというのが1つの要因。

もう一つ、これは西垣さんもたしか言われたんではないかと思うんですけれども、うちと同じような問題で、働いている方々のところの耐震化という問題もやはり遅れていて、病院であれ障害者を預かるそれぞれの施設の従業員が被災を受けることによって、やはり離職される、そういう人が多く出た。現実、能登の話で言うと、例えば病院でいた場合に、外来を狭めて入院の患者に特化するとか、幾つかの障害施設を持っているところでは、入所に何か特化してデイサービスをやめるというようなことが起こったので、そういう人を抱えて避難を家族はされなければならなかった。ここはやはり非常にこれまでの災害と違って大きな負担、リスクが起きて、大混乱したということなんですよ。

だから、当然、家が壊れたりするよねということは想定には誰もあるんだけど、そのことによって病院や介護の施設では職員が被災し、そのことによって機能が低下して家に戻される人、今まで預かってもらえたけれども預かれないということで、ある面二重に負担がかかってくる。そういう人をどうするのかということで、結局、西垣さんの話もありましたけれども、輪島や珠洲市なんかの問題では、それを金沢とか富山のほうに運んだというお話でした。たしかね。

やはりこの辺の問題も非常にシビアな避難所の問題として想定をしていかなければならないことなんですよ。町長、もしこれはすぐ解決できるものではないんですけれども、ぜひそれぞれの障害者施設や医療機関でもBCPの事業継続計画というのは今国からも言われて立てていると思うんです。やはり従業員の家が耐震化していて、大丈夫なのか、大丈夫ではな

いのか、そのことによってその病院や障害者の施設がどの程度機能が維持できるのかということ、私は町として調査をして把握していく必要があるのではないかなと思うんですよ。そうしなければ、やはり病気にある方、障害のある方、介護の必要な方が避難所にある面放り出されてしまう。これは、すぐに対応できなくても、そういう人がいるのか、いないのか、どれだけいるのか、この辺の把握が私は今必要だというふうに思いますけれども、この辺はどう思いますか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

災害のときの話ではないんですけれども、コロナが広がったときに、エッセンシャルワーカーでしたっけ、の話が出ました。エッセンシャルワーカーとして指定されている数が多分どんどん増えていった。つまり、私たちが日常生活を営む上でなくてはならない方というのは、いろいろな方が最低限いるでしょうということだと思います。

今の障害者施設で働いている方々もある意味エッセンシャルワーカーとみなすことができると思いますが、そのほかにも災害時にその方々の命は守るのは当然にせよ、仕事を早く復旧させるということは、多分とても重要な命題になってくると思います。

今のところ、これだという決定的なものはないんですけれども、今議員の質問を聞いていて少し思ったのが、まずは命を守ることだと思います。なので、先般の議会でもたしか話が出ていたと思いますけれども、地震シェルターでしたか、要はまず命を守る最低限の手だてをなるべくこの町においては進めていくということと、あとはここからが大変なんですけれども、被災した方々が一日も早く仕事をリスタートできるような環境づくりというところ、分かりやすく言うと、受け入れることができる空間を今の間からある程度イメージしておくということは、とても重要だと思います。

そのようなことも考えながら、特に障害者の方々の災害時の状況というのをなるべく緩和をするために、幅広にちょっと考えをしていきたいと思っております。課題は大変大きいんですけれども、しっかり考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○14番（山田直志君） 1問目いいです。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、各種基金事業の見直しについてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 各種基金事業の見直しについて質問します。

基金を設置して進めている事業でも時間を経て利用されない事業や設置されていても活用されていない事業もあります。

そこで、幾つかの事業について考えを伺います。

1つ目に、育英奨学基金の活用状況と見直しが必要ではないかと考えておりますが、いかがですか。

2点目に、社会福祉基金はどのようなときに活用するのかということについて、お考えがあればお聞かせください。

3点目に、観光施設整備基金は、今後入湯税などで活用するのか、しないのか、その辺を含めて今のお考えをお聞かせいただきたい。

4点目に、環境施設等整備基金は、今後どのような活用を考えているのか。

4点についてお聞かせください。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁を申し上げます。

各種基金事業についての見直しというか、基本的な考え方についての御質問ということで、まず、1番目に、育英奨学基金の利用状況と見直しの必要性ということでありました。恐らく見直しというところにおいては、少し増やしたほうがいいんじゃないかなという御意見があるのかもしれませんが、まずこの育英奨学基金は、人づくりに燃え、教育を通して健全な青少年の発達を願った、もう亡くなりましたけれども、鈴木律子様の御浄財を原資の一部として優良な学生・生徒に学資、これが奨学金になりますが、貸与をしてその学業を助け、有益な人材を育成することを目的に、平成6年に創設された奨学金制度ということであります。

この奨学金の貸与額は、大学が月額3万円、入学一時金が50万円、高校・専門学校等が月額2万円、入学一時金が20万円を限度としておりまして、卒業後5年から10年の間に返還をする、ここが実は結構肝になってくるんですけれども、卒業をしたら必ず返還をしなければいけない、ある程度の期間の間にということであります。

育英奨学基金の利用状況につきましては、令和6年度は貸与者が2名で貸与額が122万円、返還者が5名で返還額が115万2,000円。年度末基金残高は2,900万円を見込んでおります。

見直しについても、貸与額の上限が低いことは承知をしております。基金にも財源的な限

りがあるため、なかなかすぐに増額というところまでには結論がいかないところかなというふうに思っております。

近年、利用者が少ないことから、一層の広報に努めるとともに、利用しやすいように対象者の要件の緩和など、その辺はもうできると思うので、しっかりやっていきたいと思います。仮に貸与額を増やした場合、利用状況によっては、基金が枯渇をするという可能性がございます。また、先ほどの話ではありませんが、返還をするときに利用者の月々の返済額が増えるのはある意味こもちゃんと見ておかないと、貸すのはいいけれども返すときにもっと困るというようなことにならないような制度設計も必要かと思っておりますので、このあたりは慎重な検討が必要なかなというふうに思っております。

続きまして、2番目に、社会福祉基金はどういうときに活用するかということであります。

社会福祉基金は、社会福祉事業の充実を図るために昭和62年に設置をされており、社会福祉事業の充実を図るために寄せられた寄附金を積み立てることとしております。

社会福祉事業とは、社会福祉を目的とする事業のうち規制と助成を通じて、公明かつ適正な実施の確保が図られなければならないものとされておまして、第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分類をさせております。具体的には、第1種について言えば、障害者支援施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム等の経営。第2種としては、保育所の経営、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業などが挙げられます。

令和5年度決算における基金残高は3,397万3,000円となりまして、一般的には町内の社会福祉施設等に物品を寄贈したり、社会福祉法人等が行う各種サービス事業や社会福祉施設等の整備の助成など幅広く活用できるものと認識しておりますが、現時点で特に基金を処分する予定は持っておりません。

今後、町の保健福祉センター等の社会福祉関連施設での大規模改修の財源とすることを想定をしておまして、基金の管理を図りたいというふうに考えております。

続きまして、3番目の観光施設整備基金とあと入湯税の絡みだと思います。

観光施設整備基金は、観光施設の整備の充実を図る事業の財源として昭和58年に設置をされておりまして、入湯税のうち予算に定める額を積み立てることとなっております。令和5年度決算における基金残高はゼロ円となっておりますが、観光財源の確保に当たっては、令和7年度から入湯税を300円に引き上げることが決定をしておりますので、入湯客が60万人と仮定した場合は9,000万円の増収が見込めるという計算になります。入湯税の引上げに当たっては、令和5年8月から6回にわたり観光財源等検討委員会の中で検討、方針案が示さ

れており、町長をはじめ観光協会長や各旅館組合長等が参加する組織で活用を審議することとなることから、この方針案を尊重し、観光施設の整備に限らずソフトの面でも活用できるように、同基金条例の改正を図り、より現状に合った運用をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、4番目の環境施設等整備基金はどのように活用を考えているかということがあります。

環境施設等整備基金は、生活環境施設等の整備充実を図るため、昭和50年に設置されており、開発行為等に基づき、寄附金等の収入があった場合には、予算の定めるところにより基金に積み立てることとしております。

令和5年度決算における基金残高は5,700万円となり、道路、河川及び水路の新設改修、ごみ及びし尿処理施設並びに下水道施設の整備充実、消防施設の整備充実、学校・保育所及び公園施設の整備充実を図る場合など、幅広い分野において環境施設等の整備に当たり、当該事業の財源に充てるときに処分することができるものと考えております。

なお、同基金には、昨年度、今後の学校統合を見据えまして、実は5,000万円を積み立てていたところであります。学校施設の整備充実については、学校教育環境整備委員会の答申を踏まえ、静岡県との協議を経て進める方針であることから、将来の負担に備えて学校統合に要する費用の一部を特定目的基金として積み立てておく必要があると考えておりまして、今後は学校統合に特化した基金の設置に向けて制度設計や確保すべき財源について精査していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ありがとうございます。

育英奨学基金ですけれども、実はこの鈴木律子さんが当時の石原町長に1,000万円を寄贈する現場に私は実は立ち会っています。やはり先生は、地元の小中学校等で教鞭を執られた後、たしか最終的には聖心女学園か何かの寮母さんまでやられて、そういう中でいろいろな人を見てきた中で、やはりあの当時ですから、先生の考えでは、勉学ができてやはりお金等の家庭の状況で学問の志を閉じてしまうような人をつくらないようにしたい。また、町の発展にこれを使ってほしいんだと、こんなようなことを言っていたように記憶しております。そのときの1,000万に当時その話を聞いて、教え子でもあった石原町長がさらに1,000万を積

んで2,000万円というところから事業がスタートしたかなというふうには思っています。

本当に町長も先読みしてそうなんですけれども、やはり町長、この質問をするのに調べてきたんですが、大学生協連で自分もこの調査に関わったことがあるんですけれども、大学生協連で毎年大学生の生活実態調査をやります。今、生協連の調査でも大学生下宿生の場合、大体1人12万7,000円ぐらいの生活費がかかっているよと、こんなことです。

あわせて、この調査の中で非常に興味深いところというのは、実は1995年当時仕送りが10万円以上だったという生徒の割合は6割以上だったんです。今は10万円以上の仕送りを受けている学生というのは、大体3割。5万円から10万円という方も大体3割。仕送りなしというのは、この当時の調査から基本的にあまり変わらなくて、8%前後いらっしゃるということなんです。

そういう学生の金銭事情、また家庭の金銭事情を考えると、やはり3万円というのは、返済の問題も含めてどうなのかということはあるんですが、結局ほかで奨学金を借りて穴埋めするか、アルバイトでしのぐかというような選択になるので、本当に志があるけれども、そういうアルバイトや何かに頼らなければならないというような学生がいるとするならば、やはり金額の見直しというのも必要ではないかなと思います。

この辺の調査を見てみると、我々の頃は3万円、4万円で居住費はよかったんですけれども、今最低でもこの調査では平均して五、六万になっているんですけれども、東京辺りでの大学や専門学校、そういうところを考えたら大体8万から10万ぐらいは下宿生住宅だけでそのくらい費用がかかっているという実情もありますから、ダブルで奨学金を返すかどうかということだけではなくて、そういう面も配慮してあげてほしいし、先生の意図や今の町の状況を考えると、全員にとは言いませんけれども、場合によってやはり償還額について、この町へ来て働いていけるとか、もっと言えば、専門職について言えば、町に就職していただくような土木や保健師、いろいろな方なんかに対しては、そういう返済額に多少の猶予、免除があってもいいのかな、そういうことでやはり町を維持していくというようなことで活用することも一案あるかなというふうには思います。

2つ目に、福祉基金の問題で言うと、確かにこれも保健福祉センターを建てたときに全額使って、それ以来貯まってきたものだというふうに思うんですけれども、私は前からも言っているように、ノックルがいいか移動支援がいいかというのはいろいろありますけれども、いずれにしてもああいうバスを自己所有の車で運行することについてのリスクもあります。そういうことと、やはり実際車自体が高齢者を中心とした方々に使いやすい車であることも

重要なポイントだと思うので、そういう事業の車両購入等に充てる活用というのも私はあっていいのではないかなというふうに考えています。

観光施設整備基金については、ちょっと私も入湯税というのが入っていることからちょっと質問しましたけれども、町長言われるように、今後については全面的な改定をするということですから、これはそれに任せたいと思います。

環境施設整備基金もその辺の学校統合等の問題もありますし、そのお金以外にも、学校を除いても残っているお金等々で今後やはり幅広い整備に活用できるのかなというふうなものは感じますので、それはいいとして、1点目、2点目について、町長どのようにお考えですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） はい、ありがとうございます。

まず、育英奨学基金については、以前、先ほど議員からもお話にあった、町に就職するならもういいじゃないかみたいな話、そのときのたしか私の答弁は、子供たちにそれによって足かせをかけるようなことがあってはならないかなとは思ったんですが、今日の御質問を聞いて、今のお話も聞いている中で、いろいろな選択肢があってもいいのかなとちょっと思い始めました。

というのは、この育英奨学基金もしっかりと残しながら、額はちょっと考えますけれども、または返済はいいから、その代わり町に来て町のこれからの発展のために一役買ってくれないか的なことがもし両者合意ができるなら、それはそれでもしかしたら1つの選択肢になってくるのかなという思いと、あともう一つ思いついたというか感じたのは、町民全体でそういう子供たちを応援をしていくという考え方はどこかに入らないのかな。

つまり、子供たちが大学へ行って結構活躍をする子供たちがいたとして、そういうある意味借りて生活をしている子供たちに対して、町民全体が何かの支援をするという形がもしできるのであれば、それは1つのやり方だなとちょっと感じたので、ここらあたりについては、これから子供たちの未来のことも考え、それが東伊豆町の将来にも直結をする話なので、少し深掘って検討したいと思います。

あとは何でしょうか。大体話したんでしょうか。

あとバスの、要はあれですね、社会福祉基金の使い道のことなんですけれども、そこも何か箱物に全部使うということよりは、何か継続的な施策で使える余地がもしあれば、そこは有効に使うことも可能なのかなと思うので、今御提案いただいたので、少し頭の中に入れて

今後考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（笠井政明君） 次に、第3問、農業用ドローンの導入についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 3点目に、農業用ドローンの導入について質問します。

今年カメムシの大量発生というようなことで、静岡県はたしか入っていないんですけども、全国的には約30府県で非常事態宣言が出て、カメムシ対応をしたというようなことです。実際これを聞いてみると、ミカンの生産者のところでは結構大きな被害を受けて、これ農協に聞いてもこの金額については把握されていないという状況なんですけれども、非常に大きな被害となったと。

全体として今までのシカやイノシシみたいに自分の畑だけを電柵やワイヤーメッシュで囲って守ればいいということではなくて、このカメムシというのが1日で5キロ飛散をするとか、最近は異常気象との関係で越冬するカメムシも出てきたと。なおかつ、ゴキブリのようにたくさん卵を産んで、僅か10日や20日で成虫にどんどん成長していくというようなことで、個人の農家とかだけではこのカメムシの駆除ってできないというようなことが明らかになってきました。今後もこれは拡大すると。

そういう視点からちょっと考えていくと、やはりカメムシ等の防除対策という面と併せてスマート農業の推進という面で見ても、農業用のドローンというものを1回町が買うわけではないですけども、農業者自身がやはり買えるように応援していくというようなことは必要ではないかなと思っていますが、いかがですか。

○議長（笠井政明君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

カメムシ等の対策ということでドローンの導入に対しての支援ということであります。近年の夏は本当に暑くて大変でございまして、それ以外にも季節も基本的に気温が高めということで、今年の冬も本当に高い。12月に入ってもこの気温というのは異常かなと思うんですけども、まさに異常が常態になりつつあると感じております。

御質問のカメムシ被害も町内だけでなく全国的な話であるとの認識も持っております。農業者の支援として作物が無事出荷できるように応援していくということは、町の農業振興策

として行うべきことだというふうに強く思います。

御質問の害虫防除対策としてのドローンの導入ということですが、農業者の方々が必要性和効果を感じていて、自ら実施していくために導入したいというのであれば、何らかそれを助ける施策というのはあってもいいのかなと思います。

ただ、一方で、いろいろな課題が起こる中でこのドローンだけというところが少し私的には引っかかっていまして、分かりやすくお話をすると、私は以前より地球の温暖化、人口の急激な変化が著しいこの時代において、その変化に柔軟に対応できることがとても大事だというお話をしてまいりました。

その基本コンセプトを踏まえて今後考えられる助成策の方向としては、変化に対応するための重要なキーワード、これはいろいろなところで私も言っていたんですけども、「集約」、「シェアリング」、「D X」、「需要の平準化」の考え方を取り入れた施策に対して、幅広の、インセンティブを与えるような支援をする制度、そういうことに対してインセンティブを与えられるような支援制度というのを新しくつくるのも有効ではないかなと。

つまり、農業にかかわらず、状況は変化している中でそれに柔軟に対応できるように、先ほど言った考え方、キーワードを幾つか言いましたけれども、それを実現できるような考え方に対しては、いろいろ幅広く支援策を何かつくっておいて、それを当てはめるとというのがいいのではないかと考えています。

今回、御質問いただいたスマート農業の推進、まさにそうなので、そこは今私が言った政策にばっちり合うので、そういうことができればドローンに対しての支援もできるんじゃないかなと思っておりますので、これ私が今勝手に言っている話でもあるので、担当課としっかり話をして、制度設計ができるかどうか検討をしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 実は私も質問を通告していろいろ調べてみたら、当然防除の部分でも重要ではありますが、逆にスマート農業の部分で考えると、大体1回消毒をするのにベテランでも段々畑だと1反で1時間ぐらいかかるよと。平地なら40分とか45分でできるけれども。ドローンの場合は、平地とか段々畑関係なく1反の消毒に10分から15分だと。

こういう意味で見ると、今ミカンの生産者なんかも非常に年齢が上がっているような問題で、そのことによってやはり非常に集約化されて、全体として質のいいミカンを作るという

ことにつながっていくという部分と、特に今大きなミカン農家でも若手が帰って来ていますから、私はそういう若手の皆さんが知恵を出して、現実的には2分の1は無理でも3分の1の県の補助が受けられるというようなことも若手の皆さん調べていますから、そういう中で県や町の補助金と自分たちの出資、場合によってはミカンの生産者農家がクラウドファンディングみたいにみんなで出資してみんなが活用できる、そのことによって町の農業の在り方も大きく変わるところにももしかしたらドローンというのはなり得るのかなと。

そういう意味で、一人一人が消毒の機械を持っていた時代からみんなで共有して有効的に使うことで産業を維持していく、支えていくということにつながると私考えますので、御検討をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、14時15分まで休憩とします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 山 田 豪 彦 君

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員の第1問、ごみステーションについてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 皆様、改めましてこんにちは。通告してあります質問は1問です。よろしく願いいたします。

1問目、ごみステーションについて。

我が町は、旅館などから出る生ごみの堆肥化事業の取組を始めました。ごみの減量化と一次産業である農業の活性化やブランド化も同時に目指した先進的な事例になるよう私も協力していこうと思っているところです。

一方で、ごみステーションの管理では、ルールを守らないごく一部の住民によるごみの分別ができていないことや収集日の前日に出すといった行為により、町内会や近隣の住民は困っています。また、高齢化率47%の我が町は、坂が多く、数百メートルのごみ出しも大変な作業になっています。さらには、外国人も増えている現状を踏まえ、以下の点について伺います。

1 点目、ごみステーションの場所、設置数の見直しの考えは。

2 点目、収集ルート、収集回数を見直しの考えは。

3 点目、ごみステーションに多言語表記の看板設置の検討について。

4 点目、高齢者のごみ出し支援について。

よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田豪彦議員の質問にお答えをいたします。

ごみステーションについて全般の御質問をいただきました。

まず、最初であります、ごみステーションの場所、設置の数の見直しの考えはということですが、現在町内には508か所のごみステーションがございます。ごみステーションの設置箇所については、町内会など近隣住民での管理を前提に地域の要望に基づいて設置をしているという状況です。

新たなごみステーションの要望がある場合には、近隣住民や各地域の町内会と協議するなど、管理体制を整えば、追加や移設等の調整も可能と考えております。

続きまして、収集ルート、収集回数を見直しの考えはということでございますが、収集ルートにつきましては、可燃ごみ・資源ごみで3コース、粗大ごみで4コースのルート設定となっています。収集回数は、可燃ごみが週3回、瓶類・缶類・資源ごみが各週1回、粗大ごみが月1回の収集となっています。

収集ルート、収集回数を見直しにつきましては、現状特に考えてはおりませんが、1点目の質問にもありましたごみステーションの追加や移設等があった場合には、それに対応するようにルートの変更は行うこととなります。

3番目、ごみステーションの多言語表記の看板を設置する考えはあるかということでございますが、現在ごみの分け方、出し方ポスターを作成中で、英語、ベトナム語、中国語、ネ

パール語の4か国語のポスターを作成し、ごみステーションへの看板設置やホテル・旅館など外国人を雇用する事業所に配布し、周知の協力をお願いし活用を進めたいと考えているところです。多言語表記ではなく、各言語のポスターになりますので、英語表記を基本とし、外国人の居住状況に応じて言語を選択し設置することといたします。

4番目、高齢者のごみ出し支援についての考え方はということでございますが、高齢者のごみ出し支援については、社会福祉協議会が生活支援体制整備事業として町からの委託を受け、介護予防を目的にその事業の中で実施されています。

東伊豆町生活支援体制整備事業については、高齢者の方々が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、支え合う東伊豆事業として介護保険の要介護認定を受けている方を除く65歳以上の方を対象に、移動支援事業と生活支援事業の2事業を行っているところです。

高齢者のごみ出し支援については、生活支援事業として掃除の手伝い、生活必需品の買い物、軽微な修繕、パソコン・スマホの操作支援などとともに支援メニューの中の1つとなっています。生活支援体制整備事業については、昨年度から事業がスタートしており、令和5年度の事業実績は、利用者が4件、利用回数20回となっております。また、令和6年度4月から10月までの実績については、利用者5件、利用回数9回となっているということでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

いっときのカラスの被害とか、ごみの分別についてはかなり町民への周知が図られまして、改善は見られていると私は思っております。

今回、このごみステーションの質問を出すに当たりまして、ごみステーションの役割なんですけれども、単純にごみを捨てるという場所だけではなくて、近隣住民が基本的には朝ごみを出すのが基本になっておりますので、私の自宅のところでも必ず誰かに会うような場面があります。「おはようございます。今日は暑いから水分摂るですね」とか、「寒くなってきたので風邪ひかないように気をつけてくださいね」とか、そういった会話の場所、お互いの健康の確認だったり、そういうことが図られる場所だと思っております、そんなこともありまして、一応ごみステーションのことは大事なんではないかな、一日のスタートにそこで気持ちが晴れやかになるような会話ができると、一日が楽しい日になるんじゃないかなと

思っていることも考えまして、今回の質問をさせていただいております。

先ほども言いましたが、私たちの町は本当に坂が多くて、私の自宅のところにも実は家の街道のところにごみステーションがあります。ですので、私は歩いて行っても、本当に1分も歩けば捨てられるようなところにありますけれども、私のごみステーションに捨てなければならない場所においては、実際に距離は二、三百メートルしかないと思いますが、行きは坂道を下っても帰りは上らなければならない。そういったことで、たかだかごみを捨てに行くのに15分ぐらいかかったりするお年寄りがいることは確認しております。また、車がない方に関しては、手で持って捨てに行きますので、1人1つが限界なのかな、重たいごみは無理なのかなということもありまして、ごみステーションの場所だったり、設置数のことを質問したいと思っております。

本当にざっくりなんですからけれども、まず最初は、508か所あるごみステーションなんですが、希望があれば増やすことも検討されるということで、区や近隣住民の希望を出した場合、可能である数字というのは、ざっくりですけれども1割ぐらいだったら増やせるよとか、5%ぐらいだったら増やせるんじゃないかというような、もし見込みがあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいまの山田議員の御質問ですけれども、すみません、その具体的な数というのは特に想定はしておりませんけれども、やはり日々の管理というのが必要になってきますので、町長の説明にもありましたように、地域の皆さんですとか、自治会ですとか、皆さんの合意がないと設置が難しいというところがありますので、その辺の合意が得られれば増設というのも可能というふうには考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 課長、ありがとうございます。

確かにいきなり突然言われて数字は答えられないと思って改めて聞きましたけれども、区とか近隣住民は役場のほうに区を通して大体来るのが通常だと思いますけれども、役場の住民福祉課と区の役員さん、区長会があるのは当然私も承知しておりますが、例えば設置場所について私が見ているところ、何年も前からほとんど変わっていないように感じられて、私の家の街道のところはつい最近と言っても四、五年前にできた場所ですて、家が割と多くな

ってきたので区のほうに言ってそれでできたような形です。

いろいろな意味で言える人は言えますけれども、もうここしかできないんだよなと思ってごみを出す人が大半だと思います。担当課と区との話し合いというのは、今現在持ったことはあるのでしょうか。また、今後もしないようでしたら、そういった区の役員さんたちとの会議等そういうのを持ってもいいと考えておりますでしょうか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいまの御質問ですけれども、まず、例えば増設したいときにどういうルールがあるかという、手順とかは特に決まっておりません。例えば地区の町内会に御相談していただいた場合、こちらに当然連絡が来ますし、逆に住民福祉課にお声がけいただいた場合は橋渡しをさせていただくという形になると思います。定例的なそういう場というのは設けてはありませんけれども、時々そういう場所を変えたいとか実際ありますので、要は何かそういう事例があったときに動くというような今状況にはなっております。以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） 12月1日に行われました防災訓練のときに、区の役員さん方から、お前、ごみステーションのことを言うならちょっとこんなことを聞いてみるやと言う話もありまして、今回ほかの質問事項もあるんですが、ぜひ区の皆さん、各区というか、区長会だと全部一緒になってしまいますので、各区の役員さんたちと話し合ってもらえることを、区のほうは、私の住む入谷区のほうはぜひともやってもらいたいなということを言っておりましたので、お願いいたします。

そのときに、ごみの分別についてなんですけれども、やはり分別が悪くて回収してもらえない。特に燃やすごみに関しては、ほとんど回収してもらえるような出し方をしていると思いますが、特に私が気になっているのは瓶なんですけれども、瓶の分別が悪く回収されないことがよく見られます。2週間も3週間も実は置きっぱなしになっていて、区の方々ももちろん見には回るらしいんですけれども、何か所もあるステーションなので、やっと見つけて、ただ住民にも直していただきたいという気持ちも込めて1週間ぐらいは置いて、それから片づけるらしいんですけれども、片づけるにしても区の役員さんたちも多岐にわたる仕事を持っています、全部が全部すぐに片づけられるものではないということも聞いております。

2点聞きたいんですけれども、1つは、空き瓶のホームページとか、ごみの出し方の絵の

ついた出し方のルールがありますけれども、茶色い瓶の左側と言っでは何ですけれども、最初に出てくる茶色い瓶は分けて出してください、次の瓶に関しては緑の瓶とかも一緒にいいですよというような絵があるんですけれども、茶色い瓶でもリサイクル可能な瓶とリサイクル可能でない瓶があるのは、私なりにビールの瓶とか酒瓶は大丈夫で、栄養ドリンクとかそんなの駄目なんだろうなというぐらいは分かるんですけれども、絵がほとんど変わらないような絵で表示されていまして、その辺をちょっと聞いてこいということで聞きたいことと。

あともう1点は、2週間、3週間置きっぱなしになっているごみについて、これは多分周知徹底すればまた直ってくれるのかもしれませんが、見た目の問題とか悪い場合、それはやはり区のほうで巡回して片づけるしかないのか、役場のほうも今仕事量も増えていて大変なことは承知なんですけれども、役場のほうもそういう巡回を今後していって、回収に協力するみたいな考えはありませんか。お願いします。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいま2点の御質問がございましたけれども、まず瓶の出し方、いろいろ気になる点があるということで、実はその点につきましては我々のほうでも把握をしております、まず各地区で環境衛生委員さんというものを置いていただいております、これは区で推薦をしていただいているんですけれども、その方たちに各ステーションを一応巡回をしていただいております、定期的に報告をいただいております。その中で、いろいろな不適正な排出というのはあるんですけれども、特に最近多いのがたしか瓶の排出の状況がよくないというのはいろいろ報告をいただいております。

それを出した人に気がついていただきたいということもあって、しばらくそこに置いてはあるんですけれども、今議員もおっしゃったように、そうすると今度は地域の人にとっては景観というかその辺の問題にもなってきますので、あまり長い間放置もできませんので、我々のほうでも気がつくとか回収とか対応はさせていただいておりますというところと、あと環境衛生委員さんたちも様子を見ながら、やはりあまり長くなるとよくないということで、こちらでお配りしているそれ用の袋があるんですけれども、ボランティア袋というのに詰め替えていただいたり、その辺は結構協力をいただいているんですけれども、そのような対応をさせていただいております。

あとすみません、ポスターですか、ちょっと分かりにくいところがあるよというお話だったので、またそこはちょっと詳しく教えていただけたら検討させていただきたいと思いますけれども、まず瓶の出し方というのが今茶色と無色、あとそれ以外というのの3種類で出し

ていただいております。無色と茶色については、またその同じ色で再生をさせるという使い方がありまして、あとその他の瓶については、また瓶で再利用というのが色の関係でできないということで、断熱材とか道路に敷く砂に混ぜるとかそういったリサイクルをされているそうです。

それを分別していただいている理由というのが、引き取りをしていただくときに、その物の状態によって買取価格が変わってくるというのがありまして、それは役場のほうから説明がちょっと足りていないというのもあると思うんですけれども、そういう適正な排出をしていただけると要は売値が上がる、ということは皆さんの負担も減るという話になってきますので、その辺も含めてまた今後周知をしていけたらというふうに今思いました。ありがとうございます。

○議長（笠井政明君） 1 番、山田議員。

（1 番 山田豪彦君登壇）

○1 番（山田豪彦君） 私も大変勉強になりました。そこまで細かいところまでは知りませんので、そういったことは私の近くにいる方たちにも事あるごとに一応説明はしていこうと心がけておきます。

次に、3 点目に質問しました多言語表記の看板についてですけれども、ホームページにも日本語と英語の多言語表記のポスターが制作されておりました。また、ちょっと私今回住民福祉課でいろいろ教えていただいたんですけれども、ちょっとびっくりしたのは、住民票のある外国人、私多分百四、五十人からいるのかな、そんなにいるのかなとか思いながら聞いたら、実は10月31日現在住民票のある外国人が462人もいるということが分かりまして、実はびっくりしたところで、そういう意味でも多言語表記のポスターは急務だなと確認しておりましたが、もう今制作中だと聞いてちょっと安心しているところです。

そんな中で、先ほどたしか町長も触れていただいたと思うんですが、多分外国人は労働者として各会社とかに所属している方が多いと思います。やはり働いている会社のほうでいろいろと教えていただくように、それも会社のほうにもお願いしていただければなと思っております。

また、徳島県の上勝町のごみの分別率のすごさは、以前町長からもお話をいただきまして、さすがにそこまですぐに分別のすごい町にはなれないと思いますので、多言語表記というか、ごみのステーションのところに改めて回収曜日だとか、先ほど町長の答弁にありました何曜日が何のごみとか、粗大ごみは第何火曜日に来ますとかというのは、一目瞭然分かるような、

あんまりにも簡単なパウチしたようなやつを壁面に張っても、風の強い日とか何かに飛んでしまうような安っぽいやつでなく、ある程度しっかりした、できれば1メートル四方形程度のパネルのようなものを、それもずっと半永久的に付けるのではなく、ある程度分別とかごみ出しが直ってきたらそのときに見直せばいいと思いますので、ぜひともごみの堆肥化事業とか、ごみの先進的なことをやろうとしている私たちの町ですので、本当はポスターとかそういうパネル板を張らなくても分別のできる町というのを今後はうたっていくべきだと思いますが、それが今瓶の問題とか出ているというを課長のほうも把握をなさっておるようですので、ぜひとも多少お金がかかってもそういうものを作っていこうというお考えは、町長どうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。ごみステーションの数が508個、そこに1枚ずつということだと、費用対効果を考えるとどうかなと。そこは検討の余地があるかなというふうに素直に思います。

やるのであれば、分別をちゃんと進めて、上勝町のお話も出たので、上勝町のように収集のセンターみたいなのをしっかり作って、自助、公助、共助の話、ここにもなりますけれども、自分たちでやれるところをやっていただくというような形にしていくのがいいのかもしれない。

ちなみに、上勝町においては、かなりの数の分別がされていて、それぞれがこの分別をやることによって幾ら資源になったかというのが目に見えるように表記をされていたりというそちらのほうに表記をやるんだったら、やったほうが効果的ではないかなというふうに思いました。

以上です。

○議長（笠井政明君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

ぜひとも上勝町の半分でもいいですので、分別をしっかりして、もう洗って出すというのは面倒だと思いますけれども、お金になるという、町民もそうしたら税収ではないですけども、町のために使えるお金も増えるんだよというのを皆さんに知っていただきながら、ごみの分別化に取り組んでいければなと思っております。

ぜひとも、確かに508か所に例えば2万円のパネルをつけたら、もう1,000万を超えるもん

で、その辺は私も計算できますので、そうですね、皆さんもいろいろ道路の往来等もあると思いますので、その町内会に何か所かでもそういう場所をつくっておけば、今日はこの日だったなというのが前の日に通れば分かるとか、そういう形で十分だと思います。確かに1か所に1枚、まして張る場所もないところもあるかと思いますが、その辺は臨機応変な対応をしていただければと思います。ぜひとも一目で分かるようなそういった看板の設置をお願いしたいと思います。

また、先ほど私、課長の答弁であれしたんですけれども、高齢者のごみ出し支援というのは既に社会福祉協議会の支え合う、これ町長に教えてもらったのかな、どちらかにさっき答えていただいたんですが、うちの町でもそういったことがやられているということをちょっと勉強不足でそこまで把握できていませんでした。

この高齢者のごみ出し支援については、横浜市が先進的な取組をしていて、ふれあい収集といって、家庭ごみを収集場所まで持ち出すことができない独り暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、自宅の敷地内や玄関から直接ごみを収集するごみ出しの支援ということで、細かい対象者の制限がありまして、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛の手帳を受けている方、精神障害者保健福祉手帳を受けている方、介護保険の要介護認定を受けている方、ごみを持ち出すことのできない65歳以上の方、このような条件がついてのごみ出し支援ですけれども、うちの町でも独り暮らしのお年寄りが増えてきていると思います。

先ほど聞いた中では、今年の4月からの件数が5件で9回の利用があったと先ほど聞きましたけれども、多分知らない方もいるかと思います。健康のために歩いてごみ出しするというのは、もちろん自分でできる方はぜひともやらなければならないし、やるのが当たり前だという感覚でやってほしいんですけれども、本当にたまに見ていると、歩くのもつらそうなお年寄りとかいまして、それを助けるというのと、プラスしてごみを捨てているときに、あれ、今日このおばあさん来ないなとか実際に思うときがあるんですよ。ですから、お年寄りの支援をすることによって、お年寄りの安否確認ができたり、またそのお年寄りとちょっと会話をするだけでそのお年寄りが元気になるとか、そういったこともできると思いますので、ぜひとも今後、社会福祉協議会の支え合う東伊豆ですか、そういったことも周知徹底していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、先日行われた青少年主張発表大会で、もちろん町長、三役の皆さん、そして私たち議員有線テレビも放送は終わりましたが、視聴された皆さんは知っておりますが、熱川小学校の児童が「ごみの落ちていないきれいな町へ」という題で発表しておりました。

一部抜粋して皆さんにお知らせというか、知らない人にはちょっと聞いてもらいたいなと思
いまして。

「ペットボトルや空き缶なども正しく分別すれば再利用できることをもっと知ってほしい
です」と訴えておりました。「ごみを落としている人を見かけたら、本当は注意したいけど、
勇気が出ないかもしれません。だから、私はこれからもごみを拾っていきたいと思います。
そして、東伊豆町がこれからもきれいな町であり続けてほしいと思います」。

私も自負している町の宝であるこの子供たちが、こういう思いを持って日々生活している
ことを知り、私たち大人が見本を見せていかなければならないと、私もちょっと耳が痛くな
るというか、思った次第です。ぜひとも子供たちに見本を見せられる、背中を見せられる大
人になって、みんなでこの町をよくしていければと思いますので、今後ともまたよろしくお
願いいたします。

以上で私の質問は終わりです。

○議長（笠井政明君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、15時まで休憩とします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員の第1問、救急医療についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） それでは、本日最後の質問者になります。2点通告しております。

よろしくお願いいたします。

1問目、救急医療について。

令和５年度の決算において、救急医療事業費が818万3,070円計上され、そのうち二次救急医療運営費負担金として525万1,770円支出されている。この点について問う。

（１）賀茂圏域の二次救急病院に搬送された割合は14.2％で452人と説明があったが、負担金の割に搬送者が少ないと感じた。順天堂大学病院や伊東市民病院に搬送された患者はそれぞれ何人いて、割合はどれぐらいか。

（２）二次医療圏地域医療ネットワーク事業費負担金について、事業全体の事業費と当町の割合を問う。また、この事業はどの程度実績があるのか。

以上です。

○議長（笠井政明君） 第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 須佐議員の質問にお答えをいたします。

第１問、救急医療についてということでございますが、賀茂圏域の二次救急病院に搬送された割合と、実際に負担している割合にちょっと差があるのではないのでしょうかということだと思います。

第二次救急医療運営費負担金については、賀茂圏域市町で構成される１市５町で負担をしております。全体の負担割合については、市町間の協議により均等割20％、人口割40％、地域利用割40％と決められております。

なお、この事業を担う賀茂圏域における第二次救急実施医療機関は、伊豆東部病院、伊豆今井浜病院、下田メディカルセンター、西伊豆健育会病院の４病院となっております。

第二次救急医療運営費負担金の全体額は、令和５年で3,124万1,000円、そのうち当町については、取りまとめ市町である下田市へ事務費負担金１万円を含め負担金は525万1,000円となっており、全体事業費に対する当町の負担割合は16.8％となっております。

御質問に出てきた利用割14.2％については、令和５年の搬送実績によるもので、東伊豆町から搬送件数452人を賀茂全体の搬送実績3,181件で除した割合となっております。

一方、第二次救急医療運営費負担金に該当しない賀茂圏域外の順天堂大学病院や伊東市民病院に搬送された患者については、東伊豆消防署の搬送実績で順天堂大学病院については46人で、東伊豆町から搬送されている医療機関全体の7.6％を占め、伊東市民病院については109人、同じく東伊豆町から搬送されている医療機関全体の18％を占めることになります。

続きまして、二次医療圏地域医療ネットワーク事業費についての御質問をいただきまし

た。

この事業については、第二次救急医療機関と第三次救急医療機関である順天堂大学病院が、患者の画像検査データなどの情報をリアルタイムで共有できるよう整備をされたネットワークであります。

二次医療圏地域医療ネットワーク事業については、死亡率の高い急性心筋梗塞などの救急医療等において、発症後の迅速な対応が最も重要である中、賀茂地域では救急患者に対し専門的な医療を提供できる医療機関が少なく、地域医療の課題となっているところです。

このため、二次救急医療機関と専門医療機関が患者の画像検査データなどをリアルタイムで共有するネットワークを整備し、地域で救急患者が出た際に、指導、助言を受けて適切な応急措置等を行うとともに、搬送後に速やかに救急医療が提供できる体制を構築するため導入されたものだということです。

この事業は、県の主導により該当医療機関の一部で令和元年に導入されたもので、県から4分の3の補助を受けて、一部市町負担8分の1も加え、病院側も負担の上、病院サイドで整備をされました。

二次医療圏地域医療ネットワーク事業費負担金については、このシステムの維持ための経費であり、第二次救急医療運営費負担金と同様、賀茂圏域市町で構成される1市5町で負担をしております。全体の負担割合についても、市町間の協議により第二次救急医療運営費負担金と同様に均等割20%、人口割40%、利用割40%と決められています。全体事業費については、令和5年度で274万1,000円、そのうち東伊豆町は、取りまとめ市町である下田市への事務費負担金1万円を含め、当町負担金は45万7,000円となっており、全体事業費に対する当町負担割合は16.4%であります。

システムの運用状況ですが、残念ながらシステム導入後の利用実績はほとんどなく、導入によるメリットは、現状では生かされていない状況となります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 答弁ありがとうございます。

その中で、（1）のほうで言いますと、順天堂大学病院が46人で7.6%、伊東市民病院のほうで109人で18%という答弁がありました。

そうしますと、賀茂圏域の部分で452人で14.2%ということで、合わせましても全体の数

から言いましてもちょっと全然届かない数字になっているようなんですが、逆に二次救急と
うことで搬送された方は、あとどこに搬送されているのか、それをちょっとお聞きしたいん
ですが、よろしいでしょうか。

（「ちょっと休憩」の声あり）

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時15分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開いたします。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） まず、最初の質問のところを取り消しまして、改めて質問させてい
ただきたいと思います。

今、順天堂大学病院が46人、7.6%、伊東市民病院109人で18%という話があったわけですが、この順天堂や伊東市民病院への搬送者がこれだけの数字になっているということ。賀茂
圏域を外れたところに搬送されているという実績がある。この辺についてはどういう認識を
お持ちかということをお尋ねしたいです。

○議長（笠井政明君） 町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 今の質問を確認すると、簡単に言うと、順天堂大と伊東市民病院へな
ぜ東伊豆町から搬送されているかという質問だというふうに理解してお答えをいたします。

まず、賀茂圏域外では診療ができない高度医療を持っているということ、あと城東地区の
町民が伊東市の病院を普段から利用している場合が多いということ、あと救急対応が伊東市
と同じ駿東伊豆消防本部方面隊に属しておりまして、特に伊東市民病院については東伊豆町
からの搬送を受け入れやすい環境に構造的というか、組織的なということだと思います。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 今、事情をお伺いしましたけれども、そういった形の中でやはり医

師不足の問題というものも今起きているのも同時に現実としてあるのではないかというふうに思っております。医者の方先生もやはり働き方改革という形の中で、もちろん通常の医療業務の中で休暇を取っていかなければいけないということもありますし、なかなか賀茂地域に医師が非常勤でなく定着してくださるのかというと、そうでもないという話を聞いたりもします。

今、町長言われたように、東伊豆町の場合は伊東市のほうに行く傾向が多い、普段から。小児科ですとか産婦人科等も含めてそういう方が多い。また、駿東伊豆の病院に加盟しているというようなこともあるでしょう。

一方で、休日ですとか夜間の対応というのがなかなかできないということもあるように聞いています。先日、私たち文教厚生常任委員会のほうで「あじさい学級」という高齢の皆さんとの意見交換みたいな形のものがございまして、伺ったところ、なかなか土日・祝日に診療に見合った当番医がいなかったというようなお話があったということがあります。

そんな中で、その辺のことを踏まえまして、二次救急ということで今回一般質問させていただいたわけですが、まず二次救急に行く前の一次救急の問題というものも同時に発生しているのではないかというふうに思うんですけれども、今回二次救急という質問でちょっとリークしてさせていただいたわけですが、その辺の状況を踏まえまして、賀茂圏域の中で二次救急を完結できないのかということについて、いま一つお伺いしたい。

例えば、西伊豆病院は総合科の病院で、かなり賀茂圏域の中でも救急の搬送があったらば断わらないで全て受け入れる病院だということをある病院関係者から伺っています。しかし、西伊豆病院のほうに搬送されない。これは東と西との何かやはり垣根というものがあるんでしょうけれども、その辺のところでメディカル病院ですとか、東部はもちろん地元で、この間決算委員会で話したところで42.5%、伊豆今井浜病院では53.1%という近いところには搬送されているようですけれども、そういったところに西伊豆ですとか、下田メディカルに搬送されるということは状況としてはどういう状況になっていますでしょうか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） まず、二次救急につきましては、やはりこれ時間との問題で、できるだけその患者さんが救急治療に当たれるかということで、圏域が違うところに運ばれてそういった措置をするということで運営している状況であります。

西伊豆の健育会、確かにすべて受け入れるということではいろいろやられているところも実際あるんですけれども、やはりそこは西伊豆は遠いということもあります。それでは下田メ

ディカルの方はどうかというと、ちょっと数字がはっきりはあれなんですけれども、3%から4%の患者を下田メディカルの方で受け入れているという状況が出ています。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 二次救急で525万1,000円という金額をこの圏域の中でやはり二次救急で解決しようという形で支出しています。また、下田メディカルセンターについては、423万6,000円というやはりこれ出資金とか負担金とかこういった額も負担している中で、もちろん病院運営というのは莫大なお金がかかるということは承知していますけれども、そういう形で出資しているにもかかわらず、人数がなかなかそういうところに届かないというのは、これ何かちょっとやはりおかしい。一般的に見ても、お金出している病院になぜ搬送されていないのかというのは、ちょっと変じゃないかというような疑問点もあるのではないかなと思うんですよ。

であれば、伊東市民病院ですとか搬送されている病院に、逆に出資されるべきではないのか。これ町の一般財源でやっているわけなので、その辺のところのお考えをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

なおかつ、伊東市民病院さんで言いますと、ここ数年救急搬送が非常に増えていて、2022年では7,200件、全国的に見ても非常に多い救急搬送を受けているということがあります。やはり病院ですから、地域とか医療圏に関係なく患者さんの重症度に見合った方を受け入れているわけですし、そういった中で、改めて質問ですけれども、この辺のところの枠組み、これ町でどうのこうのできないという問題もあるんでしょうけれども、その辺のところ町長には、町長会のほうでほかの自治体の首長さんとそういった関連の話がないのかどうかを含めてお聞きしたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、基本的な考え方なんですけれども、こういうお金を出しているからこれだけ患者さんが行かなきゃいけないというよりは、患者様の生命が第一なので、患者様が一番いい選択肢を選ぶというのが最優先にくるのではないかなと思います。

それを踏まえて、多分、須佐議員が感じられた不公平というのは、実際に搬送された割合14.2%と負担割合の16.4%の差の2.6%、この部分が足りないのではないかなというふうに感じられたのではないかなと思いますが、この2.6%という数字をどう考えるかというところ

るもあるんですが、これ搬送者は毎年いろいろ変化をします。一定期間の状況にある程度把握をして、大きな方向性というのをまずつかまなければいけないんじゃないかな。単年度で一喜一憂してもしょうがないんじゃないかなというふうに思うのが1個。

そして、たとえ負担金を見直す場合であっても、第二次救急医療運営費負担金については、賀茂圏域市町で構成されている1市5町で負担をしておりますので、今もお話あったかもしれませんが、全体の負担割合については、市町間の協議によって決められているということであり、必要であれば均等割、人口割、地域利用割等の割合を含め、検討していくことになるかと思います。

いずれにしろ、当町のみですぐに決められる話ではない。状況を把握をしてからそういう全体の中でしっかり物事を考えなければいけないんじゃないかなということが1点。

そして、もう一つは、順天堂並びに伊東市民病院への搬送者が多いということでもあります。ここについては、第二次救急医療運営費負担金については、各県内の市町が区域内の医療機関と協議の上、市町負担金として医療機関に納付をしており、二次救急医療圏以外への納付については、静岡県下どの市も行っておりません。自分の圏域以外のところにお金を払うということはやっておりません。

よって、伊東市民病院については、二次救急医療圏の伊東市しか多分二次救急圏になっていないんですけども、その伊東市が運営費を負担しているという状況であります。区域外というお話です。

なお、順天堂大学病院については、順天堂大学病院というのは三次救急医療機関として静岡県より救急医療に係る運営費負担金が支払われております。なので、そういう機能も県としては考えているのではないかなと思います。

当町にとって圏域外の順天堂大学病院、伊東市民病院への搬送は、決して少なくはない、多いということは理解はできるけれども、圏域外の医療機関への負担金の拠出については、枠組みがないことから、救急医療に係る支援はなかなか難しいところがあるんじゃないかなと思っております。

一方、順天堂大学病院、伊東市民病院については、救急医療のみならず多くの町民が受診されていることから、その重要性とか必要性というのは十分認識をしております。大事だと思っています。今後、支援等が必要なことが生じた場合には、関係市町及び県としっかりと協議をしなければ、この問題は解決できないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時30分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ、再開いたします。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 今、課長が説明した地域医療構想調整会議というのが行われているようですけれども、その中での問題も把握しながらということでお話もあった中で、三次救急のほうで町長のほうから健保から助成金みたいな形のものがあるという話があったかと思っています。

その中で、やはり二次圏域になってきますと、一次救急も二次救急も大体同じ病院が関わっているような気がするんです。本来、一次救急で間に合うかかりつけ医ですとか、今本当に大変な問題になっていますけれども、地域の診療所の方ですとか、高齢化でやめられる方も多くなっていますけれども、本来そこで解決すればいいことで、一次救急解決して二次救急という形になるんですが、そこがちょっと厳しい状態にあるのではないかと。それで一次救急も二次救急も同じような形でその病院がある。

これ私の認識で言いますと、救急医療協力促進委託料、この決算書に出ていますけれども、これが一次救急に関わるところなのかなというふうに思っているんですが、247万4,000円。この部分をもう少し、これは賀茂医師会さんのほうにお支払いし委託している部分なんでしょうけれども、大きくして額を増やしていけば、一次救急をベースに二次救急の負担も減っていくのではないかというふうに思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 通告をいただいていない話なので、なかなか私から正確に御答弁はできないんですけれども、全体的な考え方としては、やはり一次救急、二次救急それぞれの役割分担があるので、そこを適正配分していくことが重要かなとは思っております。

詳細については、あえて答えるのであれば、担当課長から言っただけなのではないでしょうか。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 一次救急につきましては、救急医療の協力促進委託料ということで、全体事業費で賀茂郡というか、下田と東と河津と南伊豆、こちらのほうで負担しております。それで、全体金額が993万6,000円で町負担が247万4,000円ということで、これは全て人口割ということになっています。主に休日です。一部夜間の救急の当番医を決めまして、それは賀茂医師会のほうで割り振られるということになっています。

うちの町なんですけれども、ほとんど賀茂郡は二次救急とバッティングしているんですけれども、東伊豆町と河津町はエリア別に同一にちょっとなっていて、その中で伊豆東部病院、伊豆今井浜病院は二次救急のほうでこれも該当しているんですけれども、当町の場合、熱川温泉病院も含まれる中で医師会のほうで割り当てをして決められているというようなそういう状況になっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。担当課が答えていただいたと思うんですけれども、基本的に議会というのは、事前に質問通告をいただいて、それをしっかりと担当課が真剣に答弁を考えて、よりよい状況をつくり出すためにやるものだと思いますので、ぜひ大事な話についてはなおさら事前に質問通告をしていただいて、私たちもそれをしっかり受け止めるという雰囲気で行っていければいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 今の御意見、承りました。

やはり、二次救急という話の切り口の中で、これはやはり一次救急がしっかりしていないと二次救急につながってこないということの中で御質問させていただいたつもりですので、御了承いただければと思います。

それと、（2）番目のところで、二次医療圏域地域医療ネットワークのほうです。こちらのほうがシステム医療が今のところないということで、これは以前お話ししたところ、なかなかコロナなんかがあったりして実績がなかったということも承っているところなんですけれども、最近ほかの市町でもオンライン診療とか、タブレット診療とかというようなことが注目されているようなんですが、そのこととはまたちょっと別の観点なんです。もっと重症の患者の方の三次救急が必要だという方のネットワークを構築していくということになるん

でしょうか、その辺のところでちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、担当課、どうでしょうか。お願いします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） 今の件なんですけれども、先ほど町長も答弁の中で発言されているんですけれども、二次救急医療機関、それと専門医療機関、これは順天堂大学病院なんですけれども、そこが患者の画像検査データ、ここら辺をリアルタイムで共有するネットワークのシステムになります。その整備することによって、地域で救急の患者が出たときに専門医療機関の助言・指導を受けて、そこで適切な応急措置を取ると。措置を取った後、搬送後に速やかに救急医療が提供できる、搬送された先でできるようにする、こういう体制を整備しようということで導入されたものになります。

以上です。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、関係人口増加に向けた取組についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） では、2番目の質問です。関係人口増加に向けた取組について。

町は、関係人口増加に向けた取組を進めていると思われるが、国においては二地域居住推進に向け広域的地域活性化基盤整備法が改正された。その点を踏まえ、以下の点について伺う。

（1）東伊豆ファンクラブ「うちっち」について、取組とその成果について問う。

（2）「ようよう」について、ワークスペースの月の利用者数は。また、ビジネス客と地元客の割合はどれほどか。無人の時間帯があるようだが、管理体制について伺う。

（3）関係人口応援事業補助金について、対象人数は何人いて、どのようなお手伝い内容があったか。

（4）当町は首都圏からの距離や環境面から二地域居住に向いていると考えるが、今後力を入れていくのはどのようなことか。

（5）二地域居住している方の特典としてプレミアム商品券の購入の検討は進んでいるか。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁を申し上げます。

まず、関係人口増加に向けた取組についてということで、最初は東伊豆ファンクラブ「うちっち」についてということでございます。

町では、令和6年1月19日から東伊豆町ファンクラブ「うちっち」を開所いたしました。全国の皆さんにとって東伊豆町がふるさとの1つになれるように取り組む事業でありまして、ファンの方がつながり、集い、語り、東伊豆町と継続的に関わるためのコミュニティとして立ち上げました。

会員になる条件は、東伊豆町民以外であること。また、東伊豆町が好きな方、これから好きになる予定の方、東伊豆町をもっと知りたい方の2つのみであり、ぜひ多くの方に御参加いただきたいという思いで、できるだけ入会しやすい設定にしております。

このファンクラブでは、入会金、年会費不要で、様々な特典を受けることができます。

1つ目は、「うちっちクーポン」を使って東伊豆町でお買い得に買い物ができます。入会時に3枚つづりのクーポンをお渡ししており、それぞれ入会から1か月以内、1か月から半年、半年から1年と利用期限が定められております。うちっち加盟店舗にて1,500円以上の買い物で御利用可能となっております。

2つ目は、オリジナル名刺を差し上げております。御希望の方にはオリジナル名刺をお届けしており、御家族やお友達、そして職場の方にもPRしていただいております。また、名刺をもらった方が名刺を持って東伊豆町の所定の場所に来ていただき、会員登録をすると粗品をプレゼントすると同時に、名刺の所有者御本人様にも名刺を持った来町者が規定の数を超えると、特典を差し上げるということをしております。

3つ目は、LINE、オープンチャットを用意しておりますので、東伊豆町の情報を得ることができると同時に、うちっちメンバーや東伊豆町民とつながることができます。

4つ目は、ファンクラブの集いを開催しております。先月11月10日に東京田端にあります伊豆の漁師バルおためし屋で初めてファンクラブ交流会を開催いたしました。東伊豆町出身者や二地域居住をされている方、ワーケーション事業で関係人口となっていた方など24名と交流することができました。

申込み方法は、来町される前にネットから申し込む方法と現地で申し込む方法があり、現地の受付場所は熱川温泉旅館協同組合、伊豆稲取駅「ようよう」、東伊豆町役場企画調整課となっています。

成果としては、関係人口の数値化、会員証の発行、新規関係人口の獲得、これはファンク

ラブ用名刺であります。また、町内消費の促進、クーポンの配布、利用者属性及び行動パターン分析、町内情報の周知、これは会員情報を活用したDMとかオンラインチャット予定などでございます。あとコアファンリピーターの獲得、これはファン交流会の開催ということで、この6つがあると考えております。

登録状況は、11月末現在で272名となっており、1月から始めた事業としては順調にその登録数が増えているのではないかと認識をしております。議会からも、もう少し手続の簡略化をすべきとの御提案をいただいておりますので、このようなアドバイスを賜りながら、より一層登録増に努めてまいりたいと考えております。クーポン利用は76件、利用率は9.3%、利用加盟店舗は約70店舗となっています。こちら地域経済への一定の効果に寄与すると認識をしております。

また、最後の交流会では、会員の皆さんが東伊豆町を本当に愛していただいている、町民に負けず劣らず好きになっていただいていると私自身も感じました。今後、町民の減少は避けられない中で、このような会員の皆様の力もしっかり生かさなければいけないと改めて感じているところです。お店も地元出身の方が経営しており、おいしい東伊豆グルメを堪能しながら語り合うことができましたが、これからもファンを増やすとともに、こういった会に参加いただけるコアなファンをしっかり増やし、大切にしていきたいというふうに考えております。

続きまして、2番目に「ようよう」についての御質問をいただきました。

「ようよう」については、伊豆稲取駅の売店が2023年9月末で撤退するという情報が入り、このままではいけないという考え、また観光客のみならず、学生や町に関わるあらゆる皆さんが電車の待ち時間を有意義に過ごせるよう、心地よい空間をつくりたいという思いから私が仕掛け、町と伊豆急行株式会社、そしてマイクロデベロップメントとの連携により「ようよう」の立ち上げに至りました。

稲取温泉の玄関口、伊豆急伊豆稲取駅に売店もカフェも何もなくなるのは大きな魅力減となるため、町が伊豆急行株式会社様から場所を賃貸借により借り受け、プロポーザル方式により決定したMD I にコンセプトや改修の設計、工事の委託、そしてその後の運営をお願いをしているところです。

現状、「まちのレセプションようよう」は、手を振り合う風景づくりを目指して伊豆稲取駅に開業し、営業時間は月・水・木・金の9時半から16時、土・日、そして祝日の9時半から17時、それ以外の時間は24時間の会員制による無人営業を行っている状態です。駅に直結

した新しい地域密着型の観光案内拠点として、観光案内だけでなくワークスペースやチャレンジショップ、物販、カフェとしてもお楽しみいただいております。

この「ようよう」でお金を支払われた月別客数は1,200人から1,700人となっています。ただ、これは数人の家族やグループでも1カウントとしておりますので、実際には2倍から3倍の方が利用されたことになります。また、観光案内だけのお客様や休憩利用、見学のみを考慮すると、毎月1万人以上の方に御利用いただいております。

御質問のワークスペースの月間利用者数及びビジネス客と地元客の割合については、年間約39万人が利用される駅のワークスペースで休憩をされている方や勉強する学生、仕事をされる方など多くの方に利用されていますが、日中は無料であり、利用者数や割合は把握ができておりません。ただ、MDIにヒアリングしたところ、ビジネス客は毎日最低2名程度はいるそうですが、やはり割合としては非常に少ない状況だと認識しております。

無人の時間帯の管理については、スマートロックの導入による24時間会員制無人営業を行っております。金融機関並みのセキュリティーを可能にする「Akerun」という入退室管理システムや監視カメラを導入することで、会員の方は営業時間外でも1時間330円で24時間の御入室が可能となっております。会員はカウンターでお申し込みやインスタベースを通して登録可能となっており、これにより営業時間内でなくても便利に御利用いただけるということとなっております。ただ、まだ月の利用は1名から2名とちょっと少ない状況であります。

今後、より一層利用しやすい施設にするために、町、伊豆急行株式会社、MDI、そこに稲取温泉旅館組合を加えた4者で協議する組織を先日立ち上げましたので、これから様々な検討を行って、より状況を改善していきたいというふうに思っております。

続きまして、関係人口応援事業補助金についての御質問をいただきました。

関係人口の掘り起こしのため、ワーケーション及び関係人口として地域に関わる方に対し、予算の範囲内において東伊豆町関係人口応援事業補助金を交付しております。

交付の条件としては、1番目として、東伊豆町に住民登録していない方で、当該年度に2回以上東伊豆町を訪問し、さらに2回以上違った種類のお手伝い活動をしていただいた方を対象としております。補助金の額は、居住地と東伊豆町の往復電車代の半分为補助しますが、補助金は4回分までで、1回の来町につき最大3,500円を上限としています。登録者数の実績としては、令和4年度18人、令和5年度23人、令和6年度19人であり、お手伝いの内容としては、海中清掃、これは伊豆ダイビングカレッジさんと連携をしております。また、イチ

ゴ農家、これはたむらファームさん、そしてマルシェの補助、これはけやきマルシェさん、あとカフェの補助、これはけやきC a f éさん、ミカン農家の作業、幼稚園清掃、キウイ収穫作業、これは佐藤農園さんなどがございます。

続きまして、二地域居住に向いていると考えるが、今後どのような力を入れていくかというところでございますが、現在の深刻な人口減少に対し、私は町長就任当初から人口を減らさない、減っても耐え得るまちづくりを目指してまいりましたが、移住者、二地域居住者の増は、その主要な施策の1つとして現在力を入れているところです。

当町は、古くから温泉や料理、そして温暖な気候を求め、別荘地として今で言う二地域居住地に選ばれてまいりました。現在では、これに加えデジタルの普及により、都会ではなく自然に囲まれた環境でテレワークする方も増えてきました。その中で、やはりPRし、まずはお越しいただき、リピーターそしてファンになっていただく、その後移住や二地域居住につながるものが重要であり、どこも抜けてはいけない部分だと考えております。

PRは、これまでに移住相談会に毎年参加し周知するとともに、この12月から町ホームページをリニューアルし、強化しているところであります。お越しいただくことについては、先ほどの関係人口応援事業補助金やワーキングホリデー支援事業に加え、お試し居住、カーリースを用意すると同時に、保育園留学や町まるごとオフィスとして町内各地にワークスペースを用意し、テレワーク、ワーケーションの推進に努めているところでございます。

また、これらの事業の連携として、東伊豆町ファンクラブ「うちっち」によるファンの把握と増加を図っているところです。そして、空き家バンク事業等により移住や二地域居住へつながるように準備をしているところです。また、本年12月より関係人口創出事業の担当者として、地域おこし協力隊のメンバーに来ていただくことになり、人材の補強もさせていただいております。

もともと静岡県は移住等について人気の場所であり、当町も電車で東京から2時間とちょっとという本当に来やすい、そして何かあればすぐ戻れるという恵まれた地域であります。このメリットを生かしてより一層、移住者、二地域居住者の増加に努めていきたいというふうに考えております。

そして、最後になりますが、5番目であります。二地域居住している方々の特典としてプレミアム商品券の購入の検討はということで、前回もたしかいただいた質問かと思えます。

昨年12月の議会にて二拠点居住の方へのサービスとして、プレミアム商品券の購入を検討できないかとの質問を受けて、担当課と商工会に検討をお願いしておりました。

検討の結果、やはり二拠点居住の定義が定めにくいこと、事務的な面でも二拠点居住者であることの確認作業を考えると、現在の商工会の職員体制では対応が難しいということになり、今年度のプレミアム商品券についても従来どおりに当町に住民票がある方のみで、1世帯1回、上限2万円で4冊までという形になりました。

一方で、二地域居住をしていただいている皆さんの存在も大きく、先ほどのお話をさせていただきましたけれども、大切なパートナーだというふうにも考えております。

今回、プレミアム商品券の発行については、諸々の理由により、発行が住民票のある方のみの限定となってしまいましたが、それであるならば、反対に東伊豆町に住民票がない方しか入会できない東伊豆町ファンクラブ「うちっち」の活用が期待できるのではないかと少し考えているところです。

先ほど御説明したとおり、東伊豆町ファンクラブ「うちっち」に入会していただければ、うちっちクーポンを使ってお得に買い物もできますし、ファンクラブ交流にも参加ができます。東伊豆町において充実した二地域居住を過ごしていただくための応援の1つになるのではないかと感じております。既に二地域居住の方にも多くファンクラブに御参加をいただいておりますので、まだ入会されておられない方がいらっしゃいましたら、ぜひ御登録いただき、様々な特典を受けていただければと思います。

東伊豆町ファンクラブ「うちっち」の今後の内容については、より内容が充実できるように関係部局と検討を始めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 非常に丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

最後のところからちょっといきたいんですが、この「うちっち」というのは、既にこちらに不動産をお持ちでお住まいになっている二地域居住の方でも会員となっていていいものなのかどうか。自分も受入側として申し込んだつもりではいたんですが、ちょっと分からない部分があったので、そのところをちょっと教えていただきたいのと、非常に二地域居住、こちらに暮らしている方、プレミアム商品券、先ほどの行政報告の中でもまだ若干余っているという話がありましたものですから、その辺のところでも広くそれを認めていただければ、商店街の活性化になる。商店街の方もそれはいいことだねなんていう話も聞いているものですから、進めていただければなというふうに思っているところです。

それで、この二地域居住というのが、やはり関係人口というのがこのところにきてすごくクローズアップされているということはあるかと思います。特に、人口が減少している中で住むところが何か所かある方たちが利用してくれることの大きさというものも、やはりこの町も本当にしっかり考えておられるんだなというふうに実は私も思っているところで、例えば国が発行しております二地域居住の施策推進ブックというのをちょっとネットで拾いまして見たところ、実際にファンクラブというものの制度を進めてあって、やりましょうよという話の中で、最初は私、何のことかなと思ったんだけど、実際にそういうのを全国的にやっているところがあるんだということで、変な話、うちの町はちょっと先進事例の1つになるのではないかなというようなことも、ちょっと褒め過ぎかもしれないですけども、思ったりもしました。

それで、この間新聞の記事を見ました。11月16日の伊豆新聞で、ファンクラブの交流会があったということですね。非常にいいことなんだなというふうに思いながら、今御答弁を伺っていますと、クーポンをせっかく発行しているんですけども、ちょっと聞き取りが間違っていたら申し訳ないんですが、9.3%、利用率が。ということで、10枚配って1枚しか使われていないのかなというようなことで、その辺のところをPRのところこれから広報をしっかりとやっていただきたいなということがあります。

それと、こういったファンクラブのところから地元の人との交流もすごく深まっていて、例えば婚活につながったりとか、そんなことも目指していくところなのかなんていうふうに思うんですが、ぜひ東伊豆町の中で交流会をまた開いていただいて、町長もいろいろ発信していただいて、議会も参加できればそういうところというふうには思ったりはしました。その辺のところのお考えをお聞かせ願います。

それから、「ようよう」についてですが、私も一番最初のオープニングのときに一度見に行かせていただいて、何かというと、この間ちょっと行ったら、火曜日にちょうど当たってしまいまして、火曜日がお休みのときだったということでちょっと残念で、その後また行って担当の方と少しお話をさせていただきました。

そんな中で、なかなかお休みを取るとかいうことも大変なんでしょうけれども、また新しく地域おこし協力隊の方も入られたみたいですし、ぜひ365日開店していただけると、一番助かるのは観光客の皆さんだと思いますので、その辺のところの工夫というのは、町長どういふうにお考えかなということをお聞かせ願いたいのと、それから、ワークスペース、あの施設の一番の肝はワークスペースだと思うんです。そこのところをやはり利用客を増やし

ていただくということがこれからの課題なのかなというふうにも思ったりします。

また、A k e r u n というんですか、無人でもというような防犯システムを含めて、売上とか置いてあって大丈夫なのかななんて思ったりもしたんですが、その辺のところもやはりその方に聞いたところ、クレジットカードを登録してというようなことでしっかりしているんだということなんで、大丈夫なのかなと。今の御時世、何があるか分からない時代ですけども。

ちょっとお聞かせ願いたいのは、たしかあれをつくるときに、全協か何かで家賃が7万円あったという話だったんですけども、その7万円というのはペイできているのかなというのちょっと疑問があったので、月々の売上げとかそういうもので大丈夫なのかなといううなことがありましたので、お聞かせ願いたいなというふうに思いました。

それから、関係人口の応援事業補助金ということで結構活用されている方がいるんだなというふうに思ったり、海中清掃ですか、いろいろそのようなことで、今人手不足感というのがいろいろなところにありまして、ぜひ介護ですとかそういった形でお手伝い、お年寄りの方のお手伝いとか、先ほどもごみ出しなんか話がありましたけれども、そういった形のものも何かお手伝いできていただければいいななんていうふうにも思いました。

逆に、私は前にふるさと納税のところでもちょっとこのことも言ったことがありまして、介護で自分の親の面倒を見るときに、交通費の補助を出してあげる、ふるさと納税の中でそういうことができないのかなと。ただ、ふるさと納税も今すごく広がりましたので、いろいろな意味でなってきましたので、その辺のところをちょっと思いました。

○議長（笠井政明君） 須佐議員、短めで。質問が長くなっていますので、お願いいたします。

○10番（須佐 衛君） はい、すみません。

あと、二地域居住に今見ていると、広域的地域活性化のための基盤整備の法律が改正されたという部分です。これも県との関係になるかと思いますが、特定居住の促進計画、何かいろいろな意味で町もこれから可能性があるのではないかなというふうに思いまして、県と協議していきながらこの辺のところもまたちょっと進めていただきたいなというふうに思いました。

すみません、ちょっと長くなりましたが、お願いします。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ちょっと長かったので、全部答えられるかが心配なんですけれども、漏れていたらまた言っていただければ。

というか、細かい話もそうなんですけれども、少し「ようよう」全体の話、印象について少しお話をさせていただければと思います

「ようよう」については、先ほどの話の中で、もともとはあそこの駅が東伊豆稲取の玄関口だから、それを活性化したいということと、あそこを使っている学生をはじめ観光客、そして町民の方々が電車待ちをしている間にあそこでくつろげる心地よい空間をつくりたいという思いが実はありました。

今の現状を見ると、若干まだそういうところまでには至っていない気もしております。なので、先日、MD I さんにその辺の話を、改善の方向性みたいなのを相談させていただいて、同時に町、伊豆急行、MD I、稲取温泉旅館組合の4者で一緒にこれから改善策をどんどん話していこうということにしました。

まだまだ至らないところがたくさんあるとは思いますが、なかなか町の様々な課題を乗り越えるために、いろいろな方がいろいろなチャレンジを今この町ではされているところだと思います。新しい取組というのは、私も痛感していますけれども、なかなか簡単にはうまくいかないというところがあるので、ただそれでいいとは思っていないので、なるべくPDC Aサイクルを回しながら、悪いところは改善をしていくということで、若者もチャレンジしやすい町ということも実現をしたいと思っておりますので、「ようよう」に対しましてもそのような思いで御支援をいただければありがたいなと思っております。

あとは、家賃等の話については、少し事務方から御説明させていただきます。

○議長（笠井政明君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 家賃につきましては、7万7,000円を毎月町がお支払いをしているような形です。経営につきましては、詳しくは数字は把握はしていないんですけれども、今のところかなり順調にいつているんですが、ただこういった家賃を町が払ったりですか、協力隊のほうの人を出して多少プラスというところなので、そこを本当にその団体が払うようになると、まだなかなか厳しいのかなというところであります。

あと幾つか御質問をいただいた中で、「うちっち」の登録につきましては、まずは町長の説明のとおり、住民票がこちらにあるかないかというところであります。そちらがない方が登録できるというような形になります。

あと、クーポンの低い内容につきましては、3回に分けて使われるということで、1回目はやはり使われるんですけれども、2回目、3回目がなかなか使われないということでちょっと低くなっております。

以上です。

(「時間外でもいいんですか」の声あり)

○議長（笠井政明君） 時間も過ぎていきますので、以上で須佐議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（笠井政明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時06分

令和6年第4回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年12月5日（木）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

6. 2番 鈴木伸和君

1) 道路内民有地の取り扱いについて

2) 随意契約について

日程第 2 議案第52号 東伊豆町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

日程第 3 議案第53号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第54号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

日程第 5 議案第55号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）

日程第 6 議案第56号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 7 議案第57号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第58号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第 9 報告第 5号 令和6年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和5年度分）の提出について

日程第10 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第11 議員派遣について

日程第12 議会改革特別委員会の中間報告について

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（12名）

1番 山田豪彦君

2番 鈴木伸和君

3番 楠山節雄君

5番 笠井政明君

6番 稲葉義仁君

7番 栗原京子君

8 番 西 塚 孝 男 君

1 1 番 村 木 脩 君

1 3 番 定 居 利 子 君

1 0 番 須 佐 衛 君

1 2 番 内 山 慎 一 君

1 4 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 嘉 久 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
総 務 課 参 事	森 田 七 徳 君	企画調整課長	太 田 正 浩 君
税 務 課 長	木 田 尚 宏 君	住民福祉課長	鈴 木 貞 雄 君
健 康 づ くり 課 長	山 田 義 則 君	健康づくり課参事	柴 田 美 保 子 君
観 光 産 業 課 長	梅 原 巧 君	建設整備課長	村 上 則 将 君
防 災 課 長	鈴 木 尚 和 君	教 育 委 員 会 長	齋 藤 和 也 君
水 道 課 長	中 田 光 昭 君	会 計 課 長	国 持 健 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 木 善 幸 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（笠井政明君） 皆様おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で議員定数の半数に達しております。

よって、令和6年東伊豆町議会第4回定例会2日目は成立しましたので開会します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笠井政明君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（笠井政明君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 鈴木伸和君

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員の第1問、道路内民有地の取り扱いについてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 皆さん、おはようございます。

2番の鈴木でございます。今回、2問の通告をさせていただきました。当局の皆さんといろいろ討議をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず第1問、道路内民有地の取扱いについてですが、本年4月1日から相続登記の義務化が開始されました。登記簿を見ても所有者が分からない所有者不明の土地や建物が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害などが社会問題になっています。これらの問題解決のため令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されました。

このことにより、財産管理の動きが加速化されることが予測され、所有権移転登記がされないまま道路敷地内に相続する土地があるということが判明する事例が今後顕著化すると思われると思っています。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1点目、道路内民有地の現況はどうなっていますか。

2点目、道路内民有地の固定資産税の課税実態及び徴収は。

3点目、町が道路内民有地の未登記の存在を判明した場合の対応は。

4点目、道路内民有地の相続人より申出があった場合の対応は。

5点目、継続的な事業として未登記民有地の所有権移転登記等を積極的に推進していくお考えはあるか。

よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 5問から成る1問目の答弁を申し上げます。

道路内民有地の取扱いについてということで、この道路内民有地という話は東伊豆町だけの話じゃなくて全国的に結構奥が深いというか歴史があって、しかも奥が深い問題であるというふうに認識しております。その中で、東伊豆町における状況でありますけれども、町道内に分筆や登記されていないまま残っている民有地というのは、これはかなりの数があるというふうに認識しております。正直、把握がし切れておりません。なかなか奥が深いというふうに、歴史もありますので。

2番目の質問であります、道路内民有地の固定資産税の課税実態及び徴収はということ、道路内民有地という特殊な状況での課税ということですが、固定資産税は現況で課税します。道路内民有地の現況が道路であれば課税地目は公衆用道路で非課税となり、徴収はしておりませんということでございます。

3番目ですが、町が道路内民有地の未登記の存在を分かった場合の対応ということ

であります、未登記であることが分かった場合は、これは予算等いろいろあると思いますが、そのような状況に応じて適切な対応を図っていきたいというふうに思っております。

また、現在はこれやっていないみたいなんですけれども、ホームページなどで具体的に町道敷内の民有地の解消の手續というのが、これ各自治体で結構やっていると思うんですけれども、うちはどうもやってないようなので、そういうものを広報していけばいいのかなというふうに思っております。

そして4番目であります、道路内民有地の相続により申出があった場合の対応ということではありますが、道路内民有地の所有者や相続人から寄附を含めた申出があった場合、これも予算の範囲内で分筆登記を行っていければと思います。やはり潤沢な予算があるわけではないので、その辺のバランスをしっかりと取りながらやっていくということだと思います。

5番目であります。継続的な事業として未登記民有地の所有権移転登記等を積極的に推進していく考えはあるかということでございますが、繰り返しになりますが、やはり予算という制約はあると思いますが、先ほどお話ししたホームページ等において、未登記町道、いわゆる町道敷内の民有地の解消の手續を御提示させていただいて、未登記民有地の所有権移転登記等を可能な限り進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 御答弁ありがとうございました。

今、町長の認識ということで再質問も考えていましたけれども、その中で既にお分りになっているとおりに非常に歴史がある諸問題で、また、日常で困っている町民がたくさんいるのかというところでもない問題なんです、これはやはり、これからの少子高齢化によって近い将来に全国的にも大量の相続時代を迎えるというふうにも言われていまして、今回特に思ったのが、今までの記憶に新しいところだと、所有者の方が物理的に町道の所有権を行使されて表明されて、町道を通行止めにしたという事例が過去にあります。それから、以前に自分の被相続人の方が自分の土地の中に町道を通してその認定した町道をまだ分筆登記されていなくて、それを相続された方が自分は承知していないと、ましてやその道路の中に水道管が入っているという問題で町とトラブルを、時間がかかったんですけれども長年やったという記憶もあります。

もう1つは、公共事業なんですけれども、県営事業の中で道路の町道を拡幅する土地改良

事業だったんですけれども、それをする場合に、結局その所有者が分からない、あるいは亡くなっている、分筆もされていない、よって道路の境界が分からないということで公共事業の道路の拡幅ができないという場合もありました。

こうしたことを考えていくと、やはりこれらは、今の町長のおっしゃるとおり、ホームページだけではなくて固定資産税の納付書が郵送される時期に広報「ひがしいず」あるいは回覧板等を使って広くPRしていく必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

今のお話の件というのは、結構全国的にも訴訟になったりとか争い事になっているという話は聞きます。判例も幾つかもう既に出ているのかなと思っていまして、基本的には公の道路という概念がありまして、そこについては道路の土地は道路法で私権が制限されているということがあります。道路の土地の所有権を持っている人などが土地の引渡しや賃借料の支払いを求めたり、通行を妨げたりしてはいけないと法律で決まっていますので、そこは的確に対応すればいいのかなと思います。

ただ一方で、今、議員がご指摘のように今後いろいろ人口減に伴って手続が増える中でなるべくその辺は整理していた方がいいかと思いますので、適切な対応をホームページだけではなくてやっていければいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。

今言われた道路法は4条で私権の制限がされていますけれども、所有権の第三者対抗要件には欠けてくるということで民法的にも非常に難しい話にはなってくるんですけれども、今、町長もご認識があるように、これの解決策は地道にその見つかったものを処理していくということしかないと思うんです。私は今、1件担当課と相談させていただいている件があるんですけれども、町外に住んでいる方が土地を相続する準備をしているんですが、その中に税務課の納付書を見ると公衆用道路で評価額がない部分があって、当然固定資産税はかかっていないんですけれども、これは何だろうかということで相談を受けて調べていたら町道だったと。その中に町道があって分筆もまだされていないという状況の中でお話をさせていた

だいているんです。

ここでちょっと勘違いを町のほうもされているのかなというのが1点ありまして、そのときの相談の中では、亡くなった方からの寄附は受けられないので相続をしてください、相続人から町は寄附を受けますという指導を受けたんですけれども、ここはちょっと勘違いされているのかなと言って、町に頼まれたり地域に頼まれてその方は地域のために道路に自分の土地を提供されたと思うんですね。時代背景を考えますと、売買ではなくてこういう問題はほとんどは寄附行為によって、当時の方々が町へ町内のためにと行って土地を寄附していただいたと思うんですけれども、そういった方の土地をまた相続人が費用をかけて相続登記する。そうではないんですよ、本来。ちょっと勘違いされているのかな。結局は町のほうで相続人全員の実印がそろった承諾書がそろえば嘱託で所有権移転登記ができますので、そういった観念も、もっと難しい話になるんですけれども、町民の皆さんに分かりやすく説明してほしいというのが今日の1点のお願いです。

もう1つには、以前は担当課の中でその予算を持って、毎年、分筆登記や所有権移転登記をする仕事をずっとやっておりました。ここ何年かはもうなくなってしまいましたけれども、今言ったとおり、そういうことを年に1件でも2件でも積極的に町のほうで、予算措置が大変でしょうけれども措置していただいて、それを担う職員には、登記に関しては難しい問題がたくさんあるんですけれども、それを年々やっていくことでそういう事務も覚えていただく、専門的な分野の登記のことも覚えていただくようなことにもつながると思います。

ぜひ、今、町長が言われる、広くホームページを使ってもそうなんですけれども、回覧板や広報紙でも今回調べてみたら結構いろいろな市町村でもそれをやってガイドラインをつくっていて、これこれこういう場合はこういう費用は市や町が負担してちゃんと分筆、所有権移転登記をしますよというようなPRも行っています。そういう形をちょっと検討できないかということで、担当課の今指導と言いましたけれども、今もう既にその方は所有権移転登記を司法書士に頼んで動いています。本来であれば、相続した部分の現況公衆用道路については、町のほうで相続の手続も分筆も所有権移転登記も嘱託でやっていただきたいと思います。ですが、どうですか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず今の質問の中の分かりやすく説明を、町側に誤解があるのではないかというお話であります。必要があれば後ほど担当課から説明が少し加えられればいいのかかもしれませんけれども、この道路内民有地の話というのは、先ほどお話ししたとおり歴

史が本当に長くて、土地の登記簿謄本の上から読めないことも結構あったりするということを聞きました。

場合によれば、昭和2年に内務省が道路予定地として買収をしたとか、もっと遡ると、国有地関図という大昔のものがあってそこまで遡ってどういう関係があったかまで調べてやるとか、そこまでやっている自治体もあるというふうに聞いております。なかなか手間がかかり、そしてなるべく的確なことをやらなければいけないというところは大きな問題だと思いますが、担当課としては、住民の方のなるべくお気持ちに沿えるように、ただ、だからといって何でもいいわけではないので、そこはしっかり押さえるところは押さえながらの対応ということになるかと個人的には思っております。

また、予算についてですけれども、確かに測量登記委託料の推移を見ますと、ピークはいつぐらいですかね、平成18年あたり、これは250万近くあったかと思います。それが今は特にその枠は取っていないということでもあります。確かに、町の財政状況とも絡んでいると思いますが、そういうことも含め、また、人口減になってくる中で、今、当町が抱えている課題というのは、様々な課題、しかもコストがかかる課題、防災対策もあれば学校の移転の話もあれば様々な話がある中でどう考えていくかというところもあるんですね。ただ、先ほどお話ししたとおり、なるべく予算の範囲内ではありますが、将来的なことを考えるとある程度道路内民有地というのは整理しておいたほうが良いというふうに私も思うので、その辺は少し担当課と話をしながら、幾ら取れるかもしくは取れないかちょっとまだこの場では言うことはできませんが、検討したいと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 前向きな御回答をありがとうございます。私が一番懸念しているのは、今、相続放棄をされる方が全国的に多くいらっしゃるということで、当町においても、もう既に町から自分の生活圏のよそへ行っている方が、先祖の畑を山林をという形で相続になっても今後管理ができないということで相続される方が実際にいらっしゃるんです。一番怖いのは、その中にこういった公衆用道路、所有権移転がされていないものがそのまま相続放棄されていくとどんどん塩漬けの状況が今までと一緒に時間がたっていってしまうので、できる限りそういうふうにならないような形で適正な道路管理ができていくように、ぜひとも担当課といろいろと話をさせていただいてもっと町民の皆さんにPRを含めて知っていただくよ

うに御努力していただきたいとお願いして、今回のこの1問目は終了いたします。

○議長（笠井政明君） 次に、第2問、随意契約についてを許します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 2問目に移ります。随意契約についてです。

地方自治体における売買、請負その他の契約については競争入札が原則であり、例外の契約方式である随意契約は特別の場合に用いることができることになっています。9月議会の決算審査特別委員会においても気になった東伊豆町の随意契約、これは入札に伴う不落随契以外のものですが、それについて、以下の点をお伺いいたします。

1点目、昨年度の随意契約の各課別件数と総金額はお幾らになりますか。また、そのうち特命随契は何件ありますか。

2点目、相手事業者の選定はどなたがしているのか。また、そのチェック機能の方法はどうなっていますか。

3点目、選定した相手先に競争入札参加資格審査申請書の提出を求めていますか。また、入札契約資格等審査委員会の関わりはどうなっていますか。

4点目、随意契約の価格査定はどうやって行っていますか。また、そのチェックは誰が行っていますか。

5点目、契約内容の履行の確認は誰が行っていますか。

6点目、複数年にわたって同一の事業者が受託している件数は何件ありますか。

7点目、全ての随意契約の情報公開はされていますか。

よろしくお願いします。

○議長（笠井政明君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁を申し上げます。

1番から7番までございます。まず最初に、昨年度の随意契約の各課別の件数、総額、そして特命随契の件数ということでございますが、随意契約には複数の者より見積書を徴する見積方式による随意契約と、単数の者より見積書を徴する特命随意契約がございます。特命随意契約とする場合には、その理由を明確にし、競争性・公正性が阻害されないよう十分留意する必要があると考えております。

昨年度の随意契約の件数と金額はそれぞれ合計で482件 5億4,689万4,358円となります。そのうち特命随意契約は合計で223件となっております。また詳細な件数、事務的な内容については、後ほど事務方から補完していただければと思います。

そして2番目、相手事業者の選定は誰がしているのか、そのチェック機能の方法はということですが、相手事業者の選定及びそのチェック機能は、地方自治法施行令及び東伊豆町契約規則の規定に基づき基準を定めて選定し、確認することで機能を果たしていると考えております。

そして3番目、選定した相手方に競争入札参加資格審査申請書の提出を求めているのか、また、入札契約資格等審査委員会の関わりについてということですが、選定した相手方は原則として申請書が提出された方となります。入札契約資格等審査委員会では、プロポーザル方式等による契約者の選定、その他必要な場合は随時選定等に関わることができるということでございます。

4番目、随意契約の価格査定はどうやって行っているのか、また、そのチェックは誰が行うのかということですが、随意契約の価格査定は、あらかじめ設計基準に基づく積算によるか見積徴収により予定価格を定めております。また、金額の妥当性を確認する必要性があることから、なるべく2者以上の者から見積書を徴するというようになっております。

5番目、契約内容の履行の確認は誰が行うのかということですが、契約内容の履行の確認は、2点目と同様に、東伊豆町契約規則の規定により専決区分ごとに検査等を行い確認しておるということでございます。

6番目、複数年にわたって同一の事業者が受託している件数は何件あるのかということですが、機構改革があるため若干誤差はありますが、複数年にわたり同一の事業者が受託した件数というのは随意契約の合計482件中205件ということでございます。主な内容は町の基幹システムに係る保守契約等であります。

最後に7番目でございます。全ての随意契約の情報公開はされているかという御質問ですが、当町では、公表が義務づけられている予定価格250万円以上の公共工事に限らず全ての随意契約の結果、見積成績書を公表し現場で閲覧できるようにしているということでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま町長のほうから答弁がございましたが、1点目の昨年度

の各課ごとの件数でございます。細かい内容になりますので私のほうで御説明をさせていただきます。

まず、総務課ですが、39件でございました。防災課が33件、観光産業課が33件、企画調整課が80件、建設整備課が36件、水道課が63件、会計課が6件、税務課が13件、教育委員会事務局が74件、住民福祉課が46件、健康づくり課が57件及び議会事務局2件の合計482件です。総額は先ほど申し上げましたとおり5億4,689万4,358円でございます。特命随意契約は合計で223件、金額は2億8,528万6,676円となっております。

令和5年度は、財産の維持管理に当たる管財の担当が企画調整課のほうに配置されておりましたので、企画調整課の随意契約の件数が多くなっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 多大な件数を調べていただいてありがとうございました。

今回この随意契約の問題なんですけれども、私どもに提示がありました2年間、令和4年度の決算に対しての成果説明書、それからこの間9月に御提示いただいた5年度の成果説明書、これらについて特別委員会の中で私も何度となく質問させていただきましたが、その中でなかなか、何というんですかね、理解できるような御説明がなかなか得られなかったという観点から、今回も報告書の後に意見を付けさせてもらいましたけれども、あえて、ここでまたもう一度明確にしていきたいなというのがあります。

それで、地方自治法が議決した予算を使っていく大前提としては、やはりいかに分かりやすく、それで透明度が高く効率よく、それから無駄なく使わせていただいているというのが、この成果説明書の中でも見てとれるようなものが、誰でも分かるようなものが必要ではないかと思うんです。一番今回の随意契約で思ったのは担当課のところで随意契約にした理由が最初に必要なんですね。地方自治法では一般競争入札が大原則なので、そこから事情があれば指名競争入札、それから本当に特別な事情に限って随意契約をしてよろしいということになっていて、また、東伊豆町の契約規則の中の第20条でも地方自治法に基づいた政令の金額ということで、町は工事、製造の場合は130万円、財産は80万円、物件の借入れは40万円、財産の売払いは30万円、それ以外のものは50万円と金額を町で定めて、それより低いものについては随意契約でいいよという話になっています。そこはそこでこれに基づく形であれば、今町長が説明にもあったとおり規則に基づいて行っていると思うんですが、やはり大きな金

額を特命でやられている。

こういった場合のやはり一番気になるものは、特命ですので、先ほど町長の答弁にもあった2者以上の見積りを取って競争の原理をとということなんですが、特命だとそれが1つしかありませんよね。ましてや、その業者を選んだ理由というのが、なかなか御答弁を当時はいただけなかったのかなというふうに思うんですけれども、その辺について、今言われたとおりに、特命随契の方々もいわゆる指名参加願は出ているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） まず公開の内容ですけれども、公開につきましては公共工事250万円以上の契約ということで定めがあります。その公開の方法なんですが、一応理由については入札随契契約執行伺という伺いがあるんですけれども、こちらのほうに理由のほうを記載することによって確認できるようにしております。

指名参加のほうにつきましては原則として指名参加は提出していただいております。ただ、随契の場合は指名参加が必ず必要であるというわけではないものですから、後ほど提出していただいたりとか、例えばプロポーザル方式という競争方式によって行う随意契約もあるんですが、そういった場合には後ほど同等の書類を提出していただくというような形で対応を図っております。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） そうしますと、今250万円以上のものについてはという話を総務課長はされていまして、決算審査特別委員会の中での質問についてもその当時回答されてもよかったんじゃないかなと思うんですけれども、そこまで至らなかったお互いのやり取りの中でちょっと今考えるところがあるんです。それはそれで今後また我々のほうも考えていきたいと思っているところなんですけれども、やはり一番知りたいところはなぜその人を選んだのかというのは、公共のことをするに当たって地方自治体が特定の者を選ぶ、一番の関心事はそこになると思うんですね。今のお話ですと、必ずしも特命随契の方については入札参加資格等を求めない場合もあるという御回答でしたけれども、そうなりますとその契約の相手先の状況ですよ。どういうことをされて、どういう決算を行ってとかどこにあるのかとかいろいろな指名参加願に相当するものの情報はどのように調べているのですか。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） まず、財政の健全性ですとかほかの町の実績とかそういったものを基に、その会社で事業に耐え得るかどうかということはチェックしてから必ず臨むようにしております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。この一般質問に当たるきっかけとなったのがリノベーションまちづくり推進事業というのを令和4年、5年で続けてやっていたらいいと思います。このリノベーションまちづくり推進事業の相手先が令和4年度と令和5年度で違う相手と契約されていて、ただしその契約されている方は両方とも代表の方が同じなんですね。そういうのをたまたま令和4年度と令和5年度の決算で見えてきたときに、さっきも聞きましたけれども、同じ仕事は同じ方にずっと、いろいろな事情があって町の保守点検とか基幹事務については同一業者がやっていくのかという御回答だったと思うんです。この状況を見ると、同じ代表者なんだけれども、4年度と5年度と違う方に特命でやっていただいているみたいなどころがあるので、そうなってくると先ほどの選定のところでどのようなチェックをされているのかというふうに思うんですけれども、その辺の御回答はどうでしょうか。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。具体的な企業社名は確かに出ていないんですけれども、内容的には個別案件で、本来ならば事前に通告をいただいて、こちらもいろいろ資料を準備して対応すべき案件だと思います。なので、多分、担当課も、ここには同席していないので詳しい答えは現状ではできないと思います。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 分かりました。個別の案件ということになりますと、やはり通告が大前提ですのでそこはまた違った目線でいきたいと思うんですけれども、先ほど言いました随契の内容を最終的に検査、履行の確認をされるのは検査課でもってその内容を検査されているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） 検査につきましては、それぞれ金額ごとに、随契については担当課長のほうで検査を行うようになっております。先ほど町長のほうから申し上げました規則

の専決区分によって決裁等は受けるような形でチェックを行うという形になっております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） そうなりますと確認ですけれども、特命随契をする相手先を担当課で選んで、担当課で見積りを取って価格の査定をして発注して、履行の内容は最終的な検査の担当課が行って終結するというような、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） 金額ごとに先ほど簡単に申し上げてしまったんですが、事務決裁規則の中で入札及び契約に関する事項の専決区分というのが定められております。この中で物品の検収とか工事完成検査復命、業務完了検査復命は200万円未満の契約は副町長、30万円未満の契約は課局長が決裁を行って正確に処理されているかの検査をしているという形で、これを超えるものについては当然町長の決裁を受けております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） ありがとうございます。そうしますと、庁内では第三者的に金額によって違うところがちゃんとチェックしていると、裁判官と検事が一緒にいないということの大前提だと思うんですけれども、それをちゃんと踏襲されているという形は分かりました。それは以前のものと一緒というふうに思ったんですけれども、個別の案件につきましては、また今町長からも御指摘いただきましたので、別でまたいろいろ話をしていきたいと思えます。

次に、先ほど言いました相手先に指名参加願を求めない場合もあるというお話でしたが、今ちょうどホームページに東伊豆町の入札参加資格、指名参加願受付をやっています。この文面を見ていくと、町が発注する建設工事、測量、コンサルタント等、物品販売、それから役務の提供等に係る契約にはこの申請書が必要となりますとうたっています。参加を希望される方は受付期間内に必要な書類をそろえて出せという話になっています。

それで、これらについて、当然なんですけれども、東伊豆町と仕事をしたい方々は、自分が持っている生業の基となる許認可や資格の証明書を付けて、それからいろいろな町が指定するものを付けて、なおかつ納税証明を付けて出すと。書類に不備があれば受け付けません

という手続になっていますね。なおかつ町内業者に至っては、税金だけではなくて町に対するものを、これに書いてあるんですよ、2年間滞納がないことを示しなさいということで、町内業者に至っては特にまた厳しく2年間とうたっている。これは以前からずっとこの原則でやっていらっしゃると思うんですけども、今の総務課長の御答弁を聞いていくと、これを求めない相手があるということになるとどうなんでしょう。その辺で公平性に欠けていけないのか、片や2年分の町に対するいろいろな滞納がないものを示しなさいよと。資格のものを取るについてもお金をかけて取るんですけども、そうではない方々がいらっしゃるのかと。その辺はどうなんでしょう。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） 繰り返しになってしまうかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、随意契約の場合は、登録者以外でも契約ができることとしておりますけれども、原則として、入札での契約の例に基づいて資力、規模、実績等を確認することで確実に業務を遂行できる方をお願いするということを担保しているということでございます。

ちなみに、名簿に登録されている方の数を申し上げますと、種別ごとに登録されたものというのが建設工事で388社になります。測量・建設コンサルタント等ということで227社の方が登録されております。あと、物品・製造等ということで565社の方が登録されておまして、合計で1,180社の方が登録されています。これは2年間有効になるわけですけども、かなりの数の業者の方が登録されていると。中にはこの町の趣旨に沿わない先ほど申し上げたような特殊なものもございますので、そういったものについては随契の場合はこの例によらないことができることになっているということでございます。

以上です。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。当然、町内の業者さんはとても大事だと思っております。建設関係ですと、例えば地域要件ということで、なるべく災害時の対応を図るために地域の業者をしっかりと守らなければいけないという方針を国も示しておりますので、その辺は当町もそれは踏襲していると思います。

ただ一方で、東伊豆町というのは今あらゆる課題がたくさんあります。以前から私はいろいろなところでお話をしておりますけれども、あらゆるものが激変している。人口減少、そして気候、まさに今12月ですけども正直寒くありません。このように気候変動が急激に変わる、様々なものが急激に変化している中で、それにいかに柔軟に対応できるかがこの東伊

豆町の将来にかかってくるのではないかというお話もしているかと思います。その柔軟な対応をするためには新しいチャレンジをしなければいけません。今までと同じようなことをやっていたら今までと同じような問題にしか対応ができないという考えの中で、定常的にやらなければいけない仕事は安定的にやらなければいけません、同時に新しいチャレンジ、新しい考え方で取り組むということが必要だと思います。そのあたりを考えると、特命随契というやり方の中でそういうチャレンジをしていただくという考え方もあり得るのではないかと個人的には思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 御答弁ありがとうございます。新しいことをやるについて、当然最初は町の議決された予算を執行するに当たってまずは町内の方から目を向けて選んでいく、ざるを入れていくというのは当然の話なんですね。今、町長が言われるように、そういった特別なこと、これから町が未来に向けて新しい試みをしようとすることができる人を探していくと町内にいない。ならば町外に探そうかとかと順番で探されていく、あるいは全国的にも数が少ない中でこういう方が特殊なことができるという判断をされて特命で選んで執行していると思うんですが、やはり先ほどの件数にもあったように、非常に目まぐるしく変わっている中でたくさん出てきます。通常の建設工事とか委託以外にね。そういった場合に、今、入札会の結果は議会側にそれぞれ報告していただいているんですけども、こういったものはやはりその決算審査あたりで誰かが聞かないと御回答いただけない状況になっているんですね。先ほど言った義務的経費だとか規則の250万円以下とか副町長決裁までのということであれば、それはそれでいいんですが、やはり特殊なことをこれから町の将来に向かってやっていこう、そのためにこの人を選んでこういうことを特命でやっていくよというのは、やはり少し情報を我々のほうにも今後いただけたらというのが1つのお願いです。

もう1つには、この特命随契、それから随契全般にわたっていただんですけども、どの課がやってもどの職員がやっても同じようにできるガイドライン的なものをしっかりと、今もあるんでしょけれども、それらも構築されて疑わしきことが言われないうような形で、こうやって町はこのためにやっているんだよというのが分かるような形で、ぜひとも今後随意契約の執行も地方自治法に基づいて、先ほど言いましたように、いかに分かりやすく透明性が高いのか、効率よく使わせていただくという基本を踏まえていただいて随意契約の執行をお

願いたいと思います。

○議長（笠井政明君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） とても大事な御指摘をいただいたと思います。それで、随意契約の件数というお話もあったので少しだけよろしいでしょうか。

過去の随意契約の件数を見ますと、平成25年度が468件、平成26年度が471件、平成27年度が478件、少し飛んで令和に入りまして令和2年度が484件、令和3年度が497件、令和4年度が512件、令和5年度が482件ということを考えますと、これは急に増加をしたわけではありません。当然、議員が役場職員をされていたときの件数と比べるとむちゃくちゃ増えているかというところでもない。ただし、その透明性とかそういうところはしっかり担保しなければいけないというふうに思っています。

そこで、少し随意契約について自分なりの考え方をお話を申し上げますと、随意契約については、地方自治法施行令第167条の2及び東伊豆町契約規則第20条に随意契約に関する規定がありまして、先ほどもお話をしたとおり、これに基本的には基づいてやっております。一般的に随意契約は、競争入札に比べて手続が簡略であり、相手方が特定した者であるため、技術・能力・経験等を持った相手方を知り得た上で選定できるという長所があると思います。

しかし一方で短所もありまして、その運用を誤ると、相手方が固定化したり契約自体が情実に左右され公正な取引を害する恐れがあるため、政令第167条の2の第1項で随意契約により得る場合、これならいいよということを限定しております。その内容というのは例えば、9個あるんですけどもせっかくなのでお読みいたします。

まず、予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約とするとき。そして、契約の性質または目的が競争入札に適しない契約をするとき。障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約。障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子、福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。そして、地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。5つ目が緊急の必要により競争入札に付することができないとき。そして6つ目が競争入札に付することが不利と認められるとき。そして7つ目が時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。そして8つ目が競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき、そして最後は落札者が契約を締結しないときということで、自由にできるわけではなくて今お話をした9個のうちのどれかに当てはまるということが求められているというふうに認識しております。

以上を踏まえて随意契約が決まりますが、一方で金額の妥当性を確認する必要があることから、なるべく2者以上の者から見積書を徴する、これは本当に御指摘のとおりだと思います。先進的で国内事例がほかに見当たらない場合などは企画力、一方で、先進的で国内事例がほかに見当たらない場合、また、企画力を持つ事業者からの提案により事業を進めることが当町の利益に合致する場合などにおいては、1者による特命随契をしているというのが現状であります。

全国の自治体における傾向として、先ほどお話ししました上記の第2号というのは、契約の性質または目的が競争入札に適しない契約をするときというのが、実は全国の自治体における傾向として、ここが一番、特命随契で行われているものが多い。これは全国的な傾向でございます。当町においても、特命随意契約を採用する場合は、第2号の根拠にしているケースが私も調べましたけれども多いのも事実でございます。全国と同じ傾向だということだと思います。

一方で、第167条の2の第1項を特命随意契約の根拠とする場合は恣意的な拡大解釈にならないように留意すること、これは議員が御指摘のとおりだと私も思います。そのためには、特命契約、1者随契と言われておりますけれども、それをやる場合は透明性を高めるため、どのような調査を行った結果どのような理由で1者しかないと判断したのか等、理由を具体的に実は明らかにしなければいけないと個人的にも思っています。

それで、今回御質問をいただいているいろいろ調べました、私も。調べたところ、どうもこれまでの役場の対応、これは昔からの話ですが、この説明責任の部分が十分に行われていないのではないかというふうに今考えております。これまでの対応で不備がある部分については要は説明責任をしっかりと公表するとか、その辺の対応をこれからやらなければいけないと思っております。決して変な理由でやっているわけではないので、そこはちゃんと理由を付して皆様に見ていただくという手続をこれからしっかりとやって悪いところを是正して、より透明性の高い発注環境を作らなければいけないとも思っております。

加えて、契約の透明性を高めるため説明責任を果たすことはもとより、これまで一部採用していたプロポーザル方式、これは本当に随契らしいんですけども、ちゃんと広く聞けるという意味では、ただ一方でプロポーザルは時間がかかるんですね。その辺の兼ね合いを東伊豆町の課題を解決するためにスピード感を持ってやらなければいけないということもあるので、そこはバランスを持ちながらしっかりと対応しなければいけないというふうに思っております。

ガイドラインについても、今回本当に思いました。何が問題かというのと、この随意契約をやる上で明確なガイドラインが作られておりません。恐らく担当課の職員もこの随契をやる時にみんな困っていると思います。何が基準かその辺を、ただし決して変な意識は入っていないんです。ただやっぱり毎回統一した基本的な考え方がないというのはこの東伊豆町にとってもよくないと思いますので、このあたりのガイドラインの作成等も併せて進めることができればと思っております。

以上です。

○議長（笠井政明君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 町の今後の意向ということでいただきました。私も自分の経験でいくと、稟議書を持ちながら何度も自席に帰る、その随意契約の決裁をもらうために非常に当時の先輩方々から教えを請いました。最後のその関所となるとりでが今では副町長なんですけれども、当時は助役というのがいて、そこへ行って自分が説明して、これこれこういう理由だから随意契約をさせてください、こういうことを何度もいろいろなところで、最終的には町長にも説明して決裁いただいたという経験があるんですけれども、それを今、町長が言うようにどなたがやってもガイドラインに沿ってできるような形で、最後のとりでは審査委員長でもある副町長のところでそこはしっかりとチェックしていただいて、いろいろな誤解が生まれないような形で今後も上手に随意契約を使って職員の職務負担を増やさないような形で、また新しいものを入れていく姿勢を行ってもらいたいと思います。私のお願いはこれで、2問目を終わります。

○議長（笠井政明君） 以上で鈴木議員の一般質問を終結します。

この際、10時40分まで休憩とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎日程第2 議案第52号 東伊豆町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第2 議案第52号 東伊豆町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第52号 東伊豆町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行規則の改正により地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準が改められることから改正内容を条例に反映するほか、所要の改正を行うため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 山田義則君登壇）

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第52号 東伊豆町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、3ページの議案資料を御覧ください。

改正事由としましては、介護保険法施行規則の改正内容を条例に反映するため所要の改正を行うものです。

改正の目的ですが、市町村が条例を定めるに当たり地域包括支援センターの人員基準については国に準拠しなければならないことから同様の基準とするものです。なお、条文中では「第4条で介護保険法施行規則第140条の66に定めるところによる。」との表記により国の基準を準拠するようにうたいます。

次に、改正の内容につきましては、条文中では「介護保険法施行規則に定めるところによる」ということで具体的な内容については条例の中ではうたわれておりませんが、今回の改

正の大本である介護保険法施行規則の主な変更点について説明させていただきます。

全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の配置基準は原則としつつ柔軟な職員配置が可能となるよう改正されております。改正前は、市町村内で圏域ごとに地域包括支援センターが設置されている場合であっても、それぞれのセンターに必ず3職種の人員を配置しなければならないとされていました。改正後については、改正前と同様に、現行の配置基準は維持しつつセンターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、複数圏域の高齢者人口を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することが可能となります。

この場合において、質の担保の観点から最低でも2職種の配置は必要とすることなどが主な改正点となります。

改正後の影響についてですが、東伊豆町における地域包括支援センターは東伊豆町全域の区域で1か所のみであることから、今回の改正によるメリットはなく影響もございません。

施行日ですが、交付の日から施行します。この改正については、省令の施行日から起算し1年を超えない範囲で規定することとなっているため、今回上程させていただきます。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第52号 東伊豆町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第53号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井政明君） 日程第3 議案第53号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第53号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことから当該基準を定める本条例の条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明いたしますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

（住民福祉課長 鈴木貞雄君登壇）

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第53号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料最終ページの議案資料を御覧ください。

1の改正理由ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことから、当該基準を定める条例を改正する必要が生じました。

2の改正内容ですが、安心して子供を預けられる体制を整備するため保育士・保育従事者の配置基準を改善する内容で、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う事業所の職員配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを児童おおむね15人につき1人以上と改め、満4歳以上の児童おおむ

ね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを児童おおむね25人につき1人以上とするよう改める内容です。職員体制が手厚くなる内容となっております。

3の施行日は公布の日から施行といたします。

4の経過措置ですが、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例改正後の配置基準は適用しないことといたします。この経過措置は、人手不足により人材確保が困難なケースを想定し、従前の配置も可能とするために設けられております。

また、この職員の配置基準の改正以外に字句の修正を2か所行います。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） すみません。慣れていなかったもので申し訳ないです。

今、課長のほうから説明がありました4の経過措置なんですけれども、人材確保が厳しい状況下でこういう経過措置が取られると思うんですけれども、この当分の間というのはどのぐらいの期間を示すものですか。その辺が分かったらちょっと教えてください。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいまの御質問ですが、経過措置の期間ですけれども、これは内閣府令のほうで特に定められておりません。やはり人材の確保というのが今いろいろ課題になっておりますので、出来次第移行するという考えで制定されていると思います。

以上です。

○議長（笠井政明君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） ちょっと定められていないということになりますと、ずっと人材が確保されない状況で、これは容認されるという考え方でよろしいわけですか。

○議長（笠井政明君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木貞雄君） ただいま楠山議員のおっしゃるとおりで、特に決められておりませんのでそのようになるかと思えます。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第53号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第54号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

○議長（笠井政明君） 日程第4 議案第54号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第54号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について提案理由を申し上げます。

税制改正により静岡地方税滞納整理機構の規約を変更する必要があるため、地方自治法第291条の3第1項の規定による関係地方公共団体との協議について、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 税務課長。

(税務課長 木田尚宏君登壇)

○税務課長（木田尚宏君） ただいま提案されました議案第54号 静岡地方税滞納整理機構の規約の変更について御説明いたします。

税制改正により森林環境税及び特別法人事業譲与税が創設され、構成団体から引き受ける事案に含まれることとなったため、静岡地方税滞納整理機構規約のうち広域連合が引き受け

る事案に係る規定に各税の根拠法令を追加しましたので、静岡地方税滞納整理機構の規約を変更するものです。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

第4条第1項中、地方税法（昭和25年法律第226号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める内容となります。

なお、施行期日は令和7年6月1日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第54号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第55号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）

○議長（笠井政明君） 日程第5 議案第55号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第55号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1億7,394万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を67億7,191万1,000円とするものであります。

まず歳入の主な内容ですが、保育所入所委託料や児童手当増額分に充当する国県支出金を増額したことや、一般寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の収入実績に合わせて寄附金収入を増額しております。

次に歳出の主な内容ですが、人事異動に伴う職員人件費の調整や時間外手当の増額、未利用となっている宿泊補助券へ対応するためのふるさと納税謝礼金予算の計上、民生費及び衛生費事業の過年度返還金予算の計上、観光産業課所管の各種補助金や給食食材費負担金の増額などをしております。

不足する財源については財政調整基金やふるさと納税基金の取崩しをして予算の調整をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

また、債務負担行為の補正として放課後児童クラブ運営委託を1件追加しております。

詳細につきましては総務課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第55号 令和6年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）について概要を御説明いたします。

令和6年度東伊豆町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,394万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,191万1,000円といたします。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

債務負担行為の補正。

第2条債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」によります。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正前の額に2,920万3,000円を追加し3億5,862万5,000円といたします。

2節児童保護措置費等負担金、細節1子どものための教育・保育給付費負担金1,420万7,000円の増は、保育園の入所者が増えたことに伴い委託金が増額したため、その増額分に充当される国庫負担金を歳出に合わせて増額いたします。

3節細節1児童手当負担金1,499万6,000円の増は、児童手当法の改正に伴い支給額が増額するため、その増額分に充当される国庫負担金を歳出に合わせて増額いたします。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正前の額に597万2,000円を追加し2億2,884万6,000円といたします。

2節児童保護措置費等負担金、細節1子ども・子育て支援給付費負担金538万1,000円の増は、先ほど15款で説明しました保育所の入所者委託料の増額に伴いその増額分に充当される県負担金の増となります。

8ページ、9ページを御覧ください。

18款1項寄附金、2目一般寄附金、補正前の額に71万3,000円を追加し71万4,000円といたします。

1節細節1一般寄附金71万3,000円の増は、10月9日に明治安田生命保険相互会社様からいただきました寄附金71万3,000円を計上しております。

3目企業版ふるさと納税寄附金、補正前の額に310万円を追加し310万円といたします。

1節細節1企業版ふるさと納税寄附金310万円の増は、2社の企業様からいただきました寄附金の合計310万円を計上しております。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目ふるさと納税基金繰入金、補正前の額に1,092万6,000円を追加し2億6,203万円といたします。

1節細節1ふるさと納税基金繰入金1,092万6,000円の増につきましては、今回の補正予算歳出で計上したリフォーム補助金や創業支援補助金などの財源としてふるさと納税を充当するため、ふるさと納税基金を取り崩し一般会計に繰り入れるものであります。

なお、補正後の基金の残高は7億2,247万円となります。

3目財政調整基金繰入金、補正前の額に1億1,770万2,000円を追加し2億126万4,000円といたします。

1節細節1財政調整基金繰入金1億1,770万2,000円の増につきましては、今回の補正予算における財源不足額を財政調整基金から取り崩し補填するものでございます。

なお、補正後の基金の残高は17億1,586万円となります。

10ページ、11ページを御覧願います。

21款諸収入、4項雑入、1目過年度収入、補正前の額に332万7,000円を追加し771万9,000円といたします。

4節戸籍住民基本台帳費過年度収入、細節1伊豆斎場組合負担金過年度返還金321万9,000円の増につきましては、昨年度の斎場組合の事業費の確定により負担金の一部が返還されるものでございます。

12ページ、13ページを御覧願います。

次に、歳出について御説明いたします。

今回の歳出では今年度中に行った職員の人事異動に係る人件費の調整と時間外手当の不足が見込まれる部署の手当の増額をしております。なお、人件費事業に係る予算の補正額は合計で635万8,000円の増となります。

続きまして、人件費事業以外の主な歳出の内容を説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に7,110万8,000円を追加し7億5,863万9,000円といたします。

事業コード15ふるさと納税寄附推進事業、7節報償費、細節1ふるさと納税寄附謝礼6,642万8,000円の増は、令和4年度と令和5年度にふるさと納税の寄附をした方々への返礼品である宿泊補助券と感謝券を使った際の謝礼分の予算を計上しております。

5目財産管理費、補正前の額に333万7,000円を追加し8,878万5,000円といたします。

事業コード庁舎維持管理事業、10節需用費、細節4光熱水費318万9,000円の増は、庁舎の電気料金の予算が不足する見込みであるため増額するものでございます。

16ページ、17ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正前の額に2,725万円を追加し、4億3,318万3,000円といたします。

18ページ、19ページを御覧願います。

事業コード1障害者児自立支援給付事業、12節委託料、細節2自立支援給付システム改修委託料203万5,000円の増は、制度改正により自立支援給付システムの改修が必要となるためその改修委託料を計上しています。

22節償還金利子及び割引料、細節3障害者自立支援給付費国庫負担金過年度返還金918万9,000円及び細節4障害者自立支援給付費県負担金過年度返還金497万3,000円の増は、令和

5年度に実施した自立支援給付事業の国県から交付された負担金の過年度返還金であります。

事業コード4 自立支援医療事業、22節償還金利子及び割引料、細節2 障害者自立支援医療費国庫負担金過年度返還金867万9,000円の増は、令和5年度に実施した自立支援医療事業の国から交付された負担金の過年度返還金であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正前の額に1,804万1,000円を追加し2 億5,371万2,000円といたします。

20ページ、21ページを御覧願います。

事業コード4 保育園事業、12節委託料、細節1 保育所入所委託料1,714万6,000円の増は、公定価格の変動や保育所入所者数の増に対応するため、委託料を増額いたします。

2 目児童措置費、補正前の額に1,864万円を追加し、9,571万8,000円といたします。

事業コード1 児童手当給付事務事業、19節扶助費、細節1 児童手当1,864万円の増は、10月の制度改正により支給対象範囲の拡大と子供1人当たりの支給額が増加したため増額するものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、補正前の額に1,389万9,000円を追加し、7,224万2,000円といたします。

事業コード1 児童予防接種事業、12節委託料、細節1 個別接種委託料429万2,000円の増は、子宮頸がん予防ワクチン接種希望者が当初見込んでいた人数よりも増えたため接種委託料を増額するものであります。

22ページ、23ページを御覧願います。

事業コード4 新型コロナウイルスワクチン接種事業、22節償還金利子及び割引料、細節1 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金過年度返還金870万円の増は、令和5年度に実施した新型コロナウイルスワクチン接種事業が終了しそれに関する経費の精算を行った結果、令和5年度に交付された国庫負担金の一部を返還する必要が生じたため予算措置したものであります。

24ページ、25ページを御覧願います。

6 款1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の額に712万2,000円を追加し6,459万2,000円といたします。

事業コード1 商工振興事業、18節負担金補助及び交付金、細節4 リフォーム振興事業補助金200万円及び細節5 創業支援補助金367万9,000円の増は、当初予算で想定した申請件数を超える見込みであるためそれぞれの補助金予算を増額するものであります。

28ページ、29ページを御覧願います。

9 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食費、補正前の額に240万円を追加し7,575万6,000円といたします。

事業コード1 学校給食センター事業、30ページ、31ページを御覧願います。18節負担金補助及び交付金、細節6 学校給食食材費等負担金210万円の増は、給食で使用する食材費の物価高騰に対応するため、学校給食会計に対して一般会計から補助するための予算を増額しております。

恐れ入りますが、3 ページへお戻りください。

第2 表債務負担行為補正であります。放課後児童クラブ運営委託を1 件追加いたします。

4 ページ、5 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず歳入ですが、補正前の額65億9,796万4,000円に1 億7,394万7,000円を追加いたしまして67億7,191万1,000円といたします。

次に歳出ですが、補正前の額65億9,796万4,000円に1 億7,394万7000円を追加して67億7,191万1,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が3,011万4,000円、その他財源が1,430万6,000円、一般財源を1 億2,952万7,000円といたします。

以上、簡単ではありますが概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第55号 令和6 年度東伊豆町一般会計補正予算（第9 号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 56 号 令和 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)

○議長（笠井政明君） 日程第 6 議案第 56 号 令和 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第 56 号 令和 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に 2,495 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 2,349 万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入については特別調整交付金の交付対象として、精神・結核に係る補助金の算入が承認される見込みから交付額を増額します。

歳出については特別調整交付金の申請事務に係る必要経費を計上します。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 山田義則君登壇）

○健康づくり課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第 56 号 令和 6 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について概要を説明させていただきます。

令和 6 年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,495 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 2,349 万円といたします。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5 ページ、6 ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、補正前の金額に2,495万5,000円を追加し13億7,032万4,000円といたします。

2 節特別交付金、細節 2 特別調整交付金2,495万5,000円の増ですが、特別調整交付金の交付対象として精神・結核に係る補助金の算入が承認されるため交付額を増額します。この交付金は、結核性疾患・精神病の疾病に係る医療費の割合が高い市町村に対し一定額の高額が交付されるものです。

内訳として、令和 6 年度分が1,386万4,000円、令和 5 年度分が1,109万1,000円となり、過年度分については1 年遡及適用が認められ 8 割交付されることから合わせて 2 か年分を計上するものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額に242万円を追加し1,409万3,000円といたします。

事業コード 1 一般管理費、12 節委託料、細節 5 特別調整交付金（結核・精神）申請支援業務委託料242万円の補正については、特別調整交付金を申請するに当たり、国の抽出条件により全ての診療報酬明細書から内容の抽出、点検を行い、レセプト点数、金額の計算及び抽出データの作成などの業務を委託するために計上するものです。

7 款 1 項基金積立金、1 目国民健康保険事業基金積立金、補正前の額に2,253万5,000円を追加し3,703万8,000円といたします。

事業コード 1 国民健康保険事業基金積立金、24 節積立金、細節 1 国民健康保険事業基金積立金2,253万5,000円の増は財源調整として基金積立金に計上するものです。

3 ページ、4 ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億9,853万5,000円に2,495万5,000円を追加いたしまして18億2,349万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億9,853万5,000円に2,495万5,000円を追加して18億2,349万円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国・県支出金で2,495万5,000円といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 調整交付金で入ったということでありがたいことだと思っていますけれども、このお金については今後もある程度コンスタントに当然事業を行うということが前提だろうと思うんですけども、受けられるというふうな見通しなんでしょうか、まずその点を聞かせてください。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいまの御質問ですが、調整交付金の基準、対象、こちら辺が変わらなければ引き続き毎年交付されると思われま。

○議長（笠井政明君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうすると、県の調整交付金ということですが、町での命を支える計画等に思い切ってそのお金は活用されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（笠井政明君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長（笠井政明君） 休憩を閉じ再開いたします。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山田義則君） ただいまの御質問ですが、生きる支援ということでこれは自殺対策の関係になろうかと思いますが、一応、こちらについては一般会計のほうで全て行われている事業ですので、あくまでこの国民健康保険の特別会計のほうにお金は入る予算となります。したがって、直接その事業に使う云々という性格のものではないということで御理解願いたいと思います。

○議長（笠井政明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第56号 令和6年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

14番、山田議員、マイクオフをお願いします。

◎日程第7 議案第57号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（笠井政明君） 日程第7 議案第57号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第57号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に307万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,154万6,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は歳出増額に伴う法定繰入分を計上します。

歳出につきましては、介護給付費及びその他事務費等の不足見込額を計上します。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 健康づくり課長。

(健康づくり課長 山田義則君登壇)

○健康づくり課長（山田義則君）　ただいま提案されました議案第57号　令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）について概要を説明させていただきます。

令和6年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,154万6,000円といたします。

第2項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額から57万1,000円を追加し2億3,966万6,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1現年度分介護給付費負担金57万1,000円の増は、歳出における介護給付費の増に伴う法定繰入分として20%を増額するものです。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、補正前の額に77万1,000円を追加し3億5,710万8,000円といたします。

1節現年度分交付金、細節1第2号被保険者介護給付費交付金77万1,000円の増は、歳出における介護給付費の増に伴う法定繰入分として27%を増額するものです。

7ページ、8ページをお開きください。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険給付費準備基金繰入金、補正前の額に83万円を追加し967万9,000円といたします。

1節細節1介護保険給付費準備基金繰入金83万円の増は財源調整により繰入金を増額します。

9ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明いたします。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正前の額に252万円を追加し1,972万5,000円といたします。

事業コード1介護予防サービス給付費、18節負担金補助及び交付金、細節1介護予防サービス給付費保険者負担金の増は、介護予防サービス給付費保険者負担金に不足が見込まれる

ため必要額を計上するものです。

3 ページ、4 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億3,847万2,000円に307万4,000円を追加して14億4,154万6,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額14億3,847万2,000円に307万4,000円を追加いたしまして14億4,154万6,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金で100万円、その他財源で77万1,000円、一般財源で130万3,000円といたします。

以上、簡単ではありますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第57号 令和6年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第58号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（笠井政明君） 日程第8 議案第58号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第58号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に500万円を追加し、総額を4億4,481万4,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、修繕費の不足額の増額や電気料金の不足に伴う動力費の増額となっております。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） 水道課長。

(水道課長 中田光昭君登壇)

○水道課長（中田光昭君） ただいま提案されました議案第58号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）について概要を説明させていただきます。

総則。

第1条 令和6年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

収益的支出の補正。

第2条令和6年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億3,981万4,000円に500万円を追加し、4億4,481万4,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額4億2,196万8,000円に500万円を追加し4億2,696万8,000円といたします。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

収益的収入及び支出についてですが、支出、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、26節動力費350万円の増につきましては、取水場の電気料金が不足することから今後の不足見込額を増額させていただく内容となっております。

次に、2目配水及び給水費、22節修繕費150万円の増につきましては今後の不足見込額を

増額させていただく内容であります。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第58号 令和6年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第5号 令和6年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和5年度分）の提出について

○議長（笠井政明君） 日程第9 報告第5号 令和6年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和5年度分）の提出についてを議題とします。

報告書につきましては事前に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（笠井政明君） 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、鈴木康史。

提案理由を申し上げます。

現任の人権擁護委員辞任に伴い後任の候補者を推薦するものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠井政明君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎日程第11 議員派遣について

○議長（笠井政明君） 日程第11 議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付したとおり、現時点で期日等が確定している行事につ

いて派遣することにしたいと思います。

お諮りします。お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（笠井政明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

◎日程第 12 議会改革特別委員会の中間報告について

○議長（笠井政明君） 日程第12 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題とします。

本件について議会改革特別委員長の報告を求めます。

6 番、稲葉議員。

(6 番 稲葉義仁君登壇)

○6 番（稲葉義仁君） それでは報告書の朗読をもちまして報告とさせていただきます。

令和 6 年12 月 5 日、東伊豆町議会議長、笠井政明様。議会改革特別委員会委員長、稲葉義仁。議会改革特別委員会調査中間報告書、本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第47条第 2 項の規定により報告いたします。

1 枚おめくりください。

議会改革特別委員会 中間報告書。

1 目的。

(1) 町民に開かれた議会のあり方について、引き続き、調査・研究を行う。

(2) ペーパーレス化をはじめとするDX推進のための調査・研究を行う。

(3) 立法機能、監視機能の強化を図るための調査・研究を行う。

(4) 議員定数・議員報酬のあり方について調査・研究を行う。

2 協議の背景及びこれまでの経緯。

こちらにつきましては資料 1 を御参照願います。

3 経過。

日程は一覧表にしております。こちらのほうは資料にて御確認ください。

2 ページをお開きください。

(1) これまで4つの目的のうち議員定数・議員報酬のあり方、町民に開かれた議会のあり方を中心に協議・検討を進めた。

ア 議員定数・議員報酬について。

委員会内に定数部会・報酬部会を設置し、委員をグループ分けして協議・検討を行った。

定数部会：山田直志（部会長）、山田豪彦、鈴木伸和、笠井政明、栗原京子、村木 脩。

報酬部会：稲葉義仁（部会長）、楠山節雄、西塚孝男、須佐 衛、内山慎一、定居利子。

イ 広報・広聴について。

議会広報編集委員会に依頼をし、議会だより記事から広聴活動、広聴活動から議会だより製作の循環及び方法について協議・検討を行った。

4 協議の概要。

(1) 議員定数について。

協議の状況でございます。

当町が置かれた状況や全国的な状況、議員に求められていることの変化等、テーマが多岐にわたり多様な視点からの議論が必要との視点から、来年3月までを目途に引き続き協議を継続することとしております。

(2) 議員報酬について。

協議結果。

議長、副議長、委員長及び議員の各報酬について、まずは平成15年の議員報酬削減前の水準(例として議員報酬においては21万円)、ここまで引き上げることが妥当と考える。

同年の報酬の引下げ以降、同様に見直しがされていない町長、副町長及び教育長の給与についても同様に考えることが望ましい。

上記2点について、その妥当性について審議いただくため、本報告書を付した上で町当局に対して東伊豆町特別職報酬等審議会の開催を求めることとしたい。

なお、議員定数の問題につきましては、報酬審議会での審議結果及び東伊豆町の置かれている状況等も要素に加えながら引き続き協議検討を行っていきます。

また、今後は議員に求められる活動の明確化・具体化を議論の基盤とし、原価方式の基準による議員報酬の算出等、適正な議員活動と議員報酬のあり方、この両面から継続して協議を行っていくこととしております。

協議内容については資料2を御参照ください。

(3) 広報・広聴について。

協議結果。

まずは広報編集委員会でいろいろな団体と懇談しながら問題点を吸い上げ、議会だよりの特集としてまとめていく形で進める。行く行くは広報編集委員会に限らず範囲を広げて活動することも念頭におく。

令和7年3月を目途に東伊豆町議会広報発行に関する規程を改廃し、議会広報の発行に加え広報広聴活動を包含したものとすることで各種活動の根拠を明確化する。

こちらの協議内容については資料3を御参照ください。

5 今後の課題と取り組み。

(1) 議員定数について。

こちらは先進地事例の調査・研究。

さらに協議結果の集約と提言。報告書の作成も含め進めていく予定です。

(2) 議員報酬について。

原価方式計算の検証。

あるべき水準についての協議。こちらは報酬の水準自体と議員の仕事、どこまで仕事をするか、こういったもののバランスを見ながら当町にとっての適正な水準というものを求めていくということとしております。

(3) 広報・広聴について。

今後の活動スケジュールを作成し、実際に懇談の場を設けて議会だより4月号に掲載予定としております。

(4) ペーパーレス化をはじめとするDX推進のための調査・研究。

こちらにつきましては、具体的装備や費用を含めた具体的調査・研究の開始をしていく予定となっております。

(5) 立法機能、監視機能の強化を図るための調査・研究としております。

報告は以上となります。

○議長（笠井政明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で議会改革特別委員会の中間報告についてを終了いたします。

◎日程第 1 3 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（笠井政明君） 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 1 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（笠井政明君） 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笠井政明君） 質疑なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（笠井政明君） これで本日の日程は全て終了しました。
会議を閉じます。

令和6年第4回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長時間御苦労さまでした。

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____